

団体総合生活補償保険(MS&AD型) パンフレット別冊

お渡しするパンフレットとあわせてお手続きの前にご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

なお、パンフレットとこの別冊は保険期間終了まで必ずお手元に保管ください。

WEBでお申込みいただく場合、「健康状況告知書」「加入申込票」「書面」等は実際の画面や項目名等、「記入」は「入力」等読み替えてください。

保険金のお支払いについて

保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合

対象となる保険金にご加入いただくプランによって異なります。対象となる保険金については、お渡しするパンフレットでご確認ください。

※印を付した用語については、別記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害 保険 金	傷 害 死 亡 保険金 ★ 傷 害 補 償 (MS & AD 型) 特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 (注1) 交通事故危険のみ補償特約がセットされている場合は、交通事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。 (注2) 自転車搭乗中等のみ補償特約がセットされている場合は、自転車事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金(特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約がセットされている場合は、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症※に関する後遺障害保険金を含みます。)がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ● 自動車等※の無資格運転、飲酒運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ● 脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ● 戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(天災危険補償特約がセットされている場合は、支払対象となります。) ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※ ● 入浴中の溺水※(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ● 原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)※によって発生した肺炎 ● 別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ● 別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ● 乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ など
	傷 害 後 遺 障 害 保 険 金 ★ 傷 害 補 償 (MS & AD 型) 特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が発生した場合 (注1) 交通事故危険のみ補償特約がセットされている場合は、交通事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。 (注2) 自転車搭乗中等のみ補償特約がセットされている場合は、自転車事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。	傷害死亡・後遺障害保険金額×約款所定 の保険金支払割合(4%~100%) (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金(特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約がセットされている場合は、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症※に関する後遺障害保険金を含みます。)がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	(注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。(食中毒補償特約がセットされている場合は、原則としてお支払いの対象となります。お支払いする条件については、別記の「特約の説明」をご確認ください。)

次ページへつづく

次ページへつづく

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	傷害後遺障害保険金 ★ 傷害補償(MS & AD型)特約		前ページからのつづき (注5)傷害後遺障害等級第1～7級限定補償特約がセットされている場合は、被保険者に後遺障害等級の第7級に掲げる保険金支払割合(42%)以上の割合で、保険金支払われるべき後遺障害が発生した場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払いします。同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除し、控除後の保険金支払割合が、後遺障害等級第7級に掲げる保険金支払割合(42%)以上の場合のみ傷害後遺障害保険金をお支払いします。	前ページからのつづき 交通事故危険のみ補償特約をセットする場合 前記に追加される事由 ● 交通乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ ● 職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ、および交通乗用具の修理、点検、整備または清掃作業中のケガ ● 職務または実習のための船舶搭乗中のケガ ● グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中のケガ ● 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間またはその航空機に職務として搭乗している間のケガ など
	傷害入院保険金 ★ 傷害補償(MS & AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、入院※された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。) (注1)交通事故危険のみ補償特約がセットされている場合は、交通事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。 (注2)自転車搭乗中等のみ補償特約がセットされている場合は、自転車事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。	傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数 (注1)傷害入院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めてパンフレット記載の支払対象期間※が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数 ・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計がパンフレット記載の支払限度日数※に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	前記から除外される事由 ● 別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ● 別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ● 乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ
	傷害手術保険金 ★ 傷害補償(MS & AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ※の治療※のため、傷害入院保険金の支払対象期間※(パンフレット記載の日数)中に手術※を受けられた場合 (注1)交通事故危険のみ補償特約がセットされている場合は、交通事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。 (注2)自転車搭乗中等のみ補償特約がセットされている場合は、自転車事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。	1回の手術※について、次の額をお支払いします。 ① 入院※中に受けた手術の場合 傷害入院保険金日額 × 10 ② ①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額 × 5 (注)次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療※過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	自転車搭乗中等のみ補償特約をセットする場合 前記に追加される事由 ● 自転車※を用いて競技等※をしている間のケガ など 前記から除外される事由 ● 自動車等※の無資格運転、飲酒運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ● 脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ● 入浴中の溺水※(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ● 原因がいかんときでも、誤嚥(えん)※によって発生した肺炎 ● 別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ● 別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ● 乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	傷害通院保険金 ★ 傷害補償(MS & AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ※のため、通院※された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注1)傷害通院の日数には、通院されない場合で、所定の部位※を固定するためにギプス等※を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、医師※の指示による固定(*)であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から所定の部位をギプス等の装着により固定していることが確認できる場合に限りします。 (注2)交通事故危険のみ補償特約がセットされている場合は、交通事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。 (注3)自転車搭乗中等のみ補償特約がセットされている場合は、自転車事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。 (*)診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限りします。	<u>傷害通院保険金日額</u> × <u>傷害通院の日数</u> (注1)傷害通院の日数には以下の日数を含みません。 ・事故の発生の日からその日を含めてパンフレット記載の支払対象期間※が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数 ・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計がパンフレット記載の支払限度日数※に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3)傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	(傷害死亡保険金と同じ)
傷害入院時一時金	★ 傷害入院時一時金補償特約	「傷害入院」の状態が、パンフレット記載の免責期間※を超えて継続した場合 (注1)交通事故危険のみ補償特約がセットされている場合は、交通事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。 (注2)特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約がセットされている場合は、特定感染症※による入院※の状態も補償対象となります。	<u>傷害入院時一時金額の全額</u> (注1)1事故に基づく傷害入院につき1回を限度とします。 (注2)傷害入院時一時金をお支払いする傷害入院の期間中にさらに傷害入院時一時金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院時一時金を重ねてはお支払いしません。	(傷害死亡保険金と同じ)
傷害退院時一時金	★ 傷害退院時一時金補償特約	①「傷害入院」の状態が14日以上継続した後に、生存して退院された場合 ②「傷害入院」の状態が365日を超えた場合 (注1)交通事故危険のみ補償特約がセットされている場合は、交通事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。 (注2)特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約がセットされている場合は、上記①については、特定感染症※による入院※の状態も補償対象となります。	<u>傷害退院時一時金額の全額</u> (注1)1事故に基づく傷害入院につき1回を限度とします。 (注2)左記「保険金をお支払いする場合」の②により傷害退院時一時金をお支払いした後、生存して退院された場合でも、左記「保険金をお支払いする場合」の①による傷害退院時一時金を重ねてはお支払いしません。 (注3)傷害退院時一時金をお支払いする傷害入院の期間中にさらに傷害退院時一時金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害退院時一時金を重ねてはお支払いしません。	
傷害長期入院時保険金	★ 傷害長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約	「傷害入院」の状態が90日以上となった場合 (注1)交通事故危険のみ補償特約がセットされている場合は、交通事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。 (注2)特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約がセットされている場合は、特定感染症※による入院※の状態も補償対象となります。	<u>傷害長期入院時保険金額の全額</u> (注)1回の事故に基づく傷害入院の日数(*)が、事故の発生の日からその日を含めて90日の整数倍となるごとにお支払いします。 (*)傷害入院保険金の支払限度日数※(パンフレット記載の日数)に到達した日の翌日以降の日は含みません。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害集中治療室等利用時一時保険金 ★ 傷害による集中治療室等利用時一時保険金補償特約	「傷害入院」に該当し、傷害入院保険金の支払対象期間※(パンフレット記載の日数)中に集中治療室管理等※を受けた場合 (注1)交通事故危険のみ補償特約がセットされている場合は、交通事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。 (注2)自転車搭乗中等のみ補償特約がセットされている場合は、自転車事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。	$\text{傷害入院保険金日額} \times \text{20}$ (注1)1事故に基づく傷害入院につき1回を限度とします。 (注2)傷害集中治療室等利用時一時保険金をお支払いする傷害入院の期間中にさらに傷害集中治療室等利用時一時保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は傷害集中治療室等利用時一時保険金を重ねてはお支払いしません。	(傷害死亡保険金と同じ)
傷害後遺障害保険金の追加支払 ★ 傷害後遺障害保険金の追加支払に関する特約	傷害後遺障害保険金をお支払いした場合で、事故の発生日からその日を含めて180日を経過し、かつ、生存されているとき。	$\text{お支払いした傷害後遺障害保険金の額} \times \text{加入者証・パンフレット等記載の倍数}$ (注1)ご加入されたご契約に傷害後遺障害保険金を2倍、増額または追加して支払う他の特約(「交通事故危険増額支払(保険金額別建用)特約」は含みません。)がセットされている場合には、支払われる保険金は、他の特約がないものとして算出した額となります。 (注2)交通事故危険増額支払(保険金額別建用)特約がセットされている場合は、 お支払いした傷害後遺障害保険金の額 には、交通事故危険増額支払(保険金額別建用)特約にてお支払いした傷害後遺障害保険金の加算額を含みます。	
特定感染症による後遺障害保険金 ★ 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	保険期間中に特定感染症※を発病※し、発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が発生した場合	$\text{傷害死亡・後遺障害保険金額} \times \text{約款所定の保険金支払割合(4\% \sim 100\%)}$ (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、特定感染症※による後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が発病※の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、発病の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害※の程度を認定して、特定感染症による後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4)既にお支払いした傷害後遺障害保険金または特定感染症による後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金および特定感染症による後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金および特定感染症による後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による特定感染症※の発病※ ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による特定感染症の発病 ● 戦争、その他の変乱※、暴動による特定感染症の発病(テロ行為による特定感染症の発病は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による特定感染症の発病 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による特定感染症の発病 ● 傷害保険金をお支払いすべきケガ※による特定感染症 ● 保険責任開始日からその日を含めて10日以内の特定感染症の発病(ただし、この保険契約が特定感染症を補償する継続契約の場合は、保険金の支払対象となります。) など

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
特定感染症による入院保険金 ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	保険期間中に特定感染症 [※] を発病 [※] し、その直接の結果として、次のいずれかに該当した場合（以下、この状態を「感染症入院」といいます。） ① 入院 [※] した場合 ② 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第2項の規定による就業制限が課された場合	$\text{傷害入院保険金日額} \times \text{感染症入院の日数}$ （注1）感染症入院の日数には以下の日数を含みません。 ・特定感染症 [※] を発病 [※] した日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間 [※] （180日）が満了した日の翌日以降の感染症入院の日数 ・1回の特定感染症の発病に基づく感染症入院について、特定感染症による入院保険金を支払うべき日数の合計が傷害入院保険金の支払限度日数 [※] （180日）に到達した日の翌日以降の感染症入院の日数 （注2）傷害入院保険金または特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症による入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症を発病した場合は、特定感染症による入院保険金を重ねてはお支払いしません。 （注3）特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ [※] を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	（特定感染症による後遺障害保険金と同じ）
特定感染症による通院保険金 ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	保険期間中に特定感染症 [※] を発病 [※] し、その特定感染症のため通院 [※] された場合 （以下、この状態を「感染症通院」といいます。）	$\text{傷害通院保険金日額} \times \text{感染症通院の日数}$ （注1）感染症通院の日数には以下の日数を含みません。 ・特定感染症 [※] を発病 [※] した日からその日を含めて傷害通院保険金の支払対象期間 [※] （180日）が満了した日の翌日以降の感染症通院の日数 ・1回の特定感染症の発病に基づく通院について、特定感染症による通院保険金を支払うべき日数の合計が傷害通院保険金の支払限度日数 [※] （90日）に到達した日の翌日以降の感染症通院の日数 （注2）傷害入院保険金または特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、特定感染症による通院保険金をお支払いしません。 （注3）傷害通院保険金または特定感染症による通院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症による通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症を発病した場合は、特定感染症による通院保険金を重ねてはお支払いしません。 （注4）特定感染症による通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ [※] を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
特定感染症による葬祭費用保険金 ★ 特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約		補償対象者 ^(*) が保険期間中に特定感染症 [*] を発病 [*] し、その特定感染症のため、特定感染症の発病の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 (※)「補償対象者」とは、傷害補償(MS&AD型)特約における被保険者をいいます。	被保険者(保険契約者または補償対象者の親族 [*])が葬祭費用を負担したことによって被った損害に対して、補償対象者1名につき300万円を限度として、その費用の負担者に保険金をお支払いします。 (注)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	● 保険契約者、被保険者、補償対象者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による特定感染症 [*] の発病 [*] ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による特定感染症の発病 ● 戦争、その他の変乱 [*] 、暴動による特定感染症の発病(テロ行為による特定感染症の発病は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による特定感染症の発病 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による特定感染症の発病 ● 傷害保険金をお支払いすべきケガ [*] による特定感染症 ● 保険責任開始日からその日を含めて10日以内の特定感染症の発病(ただし、この保険契約が特定感染症を補償する継続契約の場合は、保険金の支払対象となります。) など
	疾病保険金 ★ 疾病補償特約 ☆ 特定精神障害補償特約セット 欄外(☆)参照	保険期間の開始後 ^(*) に発病 [*] した病気 [*] のため、保険期間中に入院 [*] された場合(以下、この状態を「疾病入院」といいます。) (※)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	$\text{疾病入院保険金日額} \times \text{疾病入院の日数}$ (注1)疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院された日からその日を含めてパンフレット記載の支払対象期間 [*] が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・1回の疾病入院 [*] について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計がパンフレット記載の支払限度日数 [*] に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 (注2)疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気 [*] を発病 [*] された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気 [*] ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ● 精神障害 ^{(*)1} およびそれによる病気 ● 戦争、その他の変乱 [*] 、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(^{(*)2}) ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気 ^{(*)2} ● 麻薬等の使用による病気(ただし、治療 [*] を目的として医師 [*] が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ● 妊娠または出産(異常妊娠、異常分娩または産褥(じょく)期の異常 ^{(*)3})の場合は、保険金をお支払いします。) ● 原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群 [*] 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの [*] ● 健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気 ^{(*)4} (加入者証等に記載されます。) など
	疾病手術保険金 ★ 疾病補償特約 ☆ 特定精神障害補償特約セット 欄外(☆)参照	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気 [*] の治療 [*] のために疾病入院保険金の支払対象期間 [*] (パンフレット記載の日数)中に手術 [*] を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後 ^(*) に発病 [*] した病気の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合 (※)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の手術 [*] について、次の額をお支払いします。 ① 疾病入院保険金が支払われるか否かにかかわらず、入院 [*] 中に受けた手術の場合 $\text{疾病入院保険金日額} \times 10^{(*)}$ (※)疾病手術保険金等支払倍率変更特約がセットされている場合は、 $\text{疾病入院保険金日額} \times 20$ とします。 ② ①以外の手術の場合 $\text{疾病入院保険金日額} \times 5$ (注)次に該当する場合のお支払方法は別記のとおりとなります。 ① 同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ② 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③ 医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。	(注)保険期間の開始時 ^{(*)5} より前に発病 [*] した病気 ^{(*)4} については保険金をお支払いしません。ただし、病気を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院 [*] を開始された日 ^{(*)6} からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的)にセットされます。)(^(*))のセット後の内容となります。) <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など

次ページへつづく

次ページへつづく

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病 保険 金	疾病手術 保険金 ★ 疾病補償特約 ☆ 特定精神障害補償特約セット 欄外(☆) 参照		前ページからのつづき ④ 医科診療報酬点数表において、一連の治療※過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金がお支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	前ページからのつづき (※2)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (※3)「異常妊娠、異常分娩または産褥(じよく)期の異常」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コード000から079まで、081から099までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。 (※4)その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。 (※5)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※6)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術を開始された日」、「放射線治療を開始された日」と読み替えます。
	疾病放射線治療保険金 ★ 疾病補償特約 ☆ 特定精神障害補償特約セット 欄外(☆) 参照	① 疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気※の治療※のために疾病入院保険金の支払対象期間※(パンフレット記載の日数)中に放射線治療※を受けられたとき。 ② 保険期間の開始後(※)に発病※した病気の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合 (※)病気を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の放射線治療※について、次の額をお支払いします。 $\text{疾病入院保険金日額} \times 10$ (注1)同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2)疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、同一の診療行為について疾病放射線治療保険金がお支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療に対しては、保険金をお支払いしません。	
	疾病通院保険金 ★ 疾病補償特約 ☆ 特定精神障害補償特約セット 欄外(☆) 参照	疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気※の治療※のため、通院※された場合(以下、この状態を「疾病通院」といいます。)(※) (※)疾病通院保険金の支払条件変更特約がセットされている場合は、疾病入院の開始日の前日以前60日間に、その疾病入院の原因となった病気の治療のため通院されたときも「疾病通院」として疾病通院保険金をお支払いします。	$\text{疾病通院保険金日額} \times \text{疾病通院の日数}$ (注1)疾病通院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間※(180日)が満了した日の翌日以降の疾病通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間(パンフレット記載の日数)内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ・1回の疾病入院※について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が疾病通院保険金の支払限度日数※(パンフレット記載の日数)に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 ・【疾病通院保険金の支払条件変更特約がセットされている場合】 保険期間の開始時(疾病通院保険金の支払条件変更特約をセットしたご契約に継続加入される場合は、継続してきた最初のご契約の保険期間の開始時)より前の疾病通院の日数 (注2)疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 (注3)疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気※を発病※した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。	

次ページへつづく

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病 保険 金	疾病通院 保険金 ★疾病補 償特約 ☆特定精 神障害 補償特 約セット <u>欄外(☆)参照</u>		前ページからのつづき (注4)疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気(これと医学上因果関係がある病気※を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。	
	疾病入院時一時金 ★疾病入院時一時金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット <u>欄外(☆)参照</u>	「疾病入院」の状態が、パンフレット記載の免責期間※を超えて継続した場合	<u>疾病入院時一時金額の全額</u> (注1)1回の疾病入院※につき1回を限度にお支払いします。 (注2)疾病入院時一時金をお支払いする期間中にさらに疾病入院時一時金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気※を発病※した場合は、疾病入院時一時金を重ねてはお支払いしません。	疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、(注)および(※5)の「病気を補償する加入タイプ」を「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。
	疾病退院時一時金 ★疾病退院時一時金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット <u>欄外(☆)参照</u>	①「疾病入院」の状態が14日以上継続した後に、生存して退院された場合 ②「疾病入院」の状態が365日を超えた場合	<u>疾病退院時一時金額の全額</u> (注1)1回の疾病入院※につき1回を限度にお支払いします。 (注2)左記「保険金をお支払いする場合」の②により疾病退院時一時金をお支払いした後、生存して退院された場合でも、左記「保険金をお支払いする場合」の①による疾病退院時一時金を重ねてはお支払いしません。	
	疾病長期入院時保険金 ★疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約 ☆特定精神障害補償特約セット <u>欄外(☆)参照</u>	「疾病入院」の状態が90日以上となった場合	<u>疾病長期入院時保険金額の全額</u> (注)1回の疾病入院※における疾病入院の日数(※)が、疾病入院を開始した日からその日を含めて90日の整数倍となるごとに、お支払いします。 (※)疾病入院保険金の支払限度日数※(パンフレット記載の日数)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日は含みません。	
	疾病集中治療室等利用時一時保険金 ★疾病による集中治療室等利用時一時保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット <u>欄外(☆)参照</u>	「疾病入院」に該当し、疾病入院保険金の支払対象期間※(パンフレット記載の日数)中に集中治療室管理等※を受けた場合	<u>疾病入院保険金日額×20</u> (注1)1回の疾病入院※につき1回を限度とします。 (注2)疾病集中治療室等利用時一時保険金をお支払いする疾病入院の期間中にさらに疾病集中治療室等利用時一時保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気※を発病※した場合は、疾病集中治療室等利用時一時保険金を重ねてはお支払いしません。	
	がん診断保険金 ★がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	次のいずれかのがん※と診断確定※された場合 (保険期間中にがんと診断確定された場合に限ります。) ① 保険期間の開始時(※1)以降に初めて罹患したがん ② 再発したがん(※2) ③ 転移したがん(※3) ④ 既払がん(※4)とは全く別のがん	<u>がん診断保険金額の全額</u> (注1)保険期間中1回に限ります。 (注2)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 がん診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者ががん※を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるがん※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるがん ●戦争、その他の変乱※、暴動によるがん(テロ行為によるがんは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(※1) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるがん(※1) ●麻薬等の使用によるがん(ただし、治療※を目的として医師※が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします)
		次ページへつづく	次ページへつづく	次ページへつづく

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合																				
がん診断保険金 ★がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	前ページからのつづき (注)がん診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合で、前回の保険金支払事由該当日 ^(※5) から、その日を含めて1年以内に再び上記①から④までのいずれかのがんと診断確定されたときは、保険金を支払いません。 (※1)がん診断保険金を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時とします。 (※2)「再発したがん」とは、がんを治療した結果、一旦がんが認められない状態となり、その後再発したと診断確定されたがんをいいます。 (※3)「転移したがん」とは、他の部位・臓器 ^(※6) に転移したと診断確定されたがんをいいます。ただし、転移の以前に既にその部位・臓器にがんが発生していた場合は含みません。 (※4)「既払がん」とは、継続加入してきた最初のご契約の保険期間が開始した以降にがんと診断確定され、既に保険金を支払ったがんをいいます。 (※5)継続加入してきた最初のご契約からこの保険契約の継続前契約までの保険期間中に、既に保険金を支払ったがんと診断確定された日のうち、この保険契約の始期日に最も近い日をいいます。 (※6)同一の種類の部位・臓器が複数ある場合、それらは同じ部位・臓器とみなします。	前ページからのつづき ① がんを発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、がんを発病した時が、がんと診断確定 [※] された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (注3)被保険者が医師 [※] から傷病名の告知を受けていないこと等により保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細は「保険金をお支払いする場合に該当したときの手続」の＜代理請求人について＞をご覧ください。	前ページからのつづき ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気(加入者証等に記載されます。)に該当するがん ^(※2) など (注)保険期間の開始時 ^(※3) より前に発病 [※] したがんについては保険金をお支払いしません。ただし、がん診断保険金を補償する加入タイプに継続加入された場合で、がんを発病した時が、がんと診断確定 [※] された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※1)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (※2)そのがんと医学上因果関係がある病気 [※] を含みます。 (※3)がん診断保険金を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。																				
	抗がん剤治療保険金 ★抗がん剤治療特約	保険期間の開始後 ^(※1) に発病 [※] したがん [※] の治療 [※] のため、保険期間中に抗がん剤 ^(※2) 治療を開始した場合 (注1)同一の月に複数回の抗がん剤治療を受けた場合は、1つの抗がん剤治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2)先進医療に該当するもの、治験薬剤による治療は補償の対象になりません。 (※1)抗がん剤治療を補償する加入タイプに継続加入される場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。 (※2)投薬または処方された時点で、がんを適応症として厚生労働大臣により承認されている次の①および②のいずれにも該当する薬剤をいいます。 ① 厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被保険者の罹患したがんの治療に対する効能または効果が認められた薬剤 ② 世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、次に分類される薬剤	抗がん剤治療を受けた月ごとに次の額をお支払いします。 抗がん剤治療保険金額×下表の倍率 <table><tr><th colspan="2">世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類・がんの種類</th><th>倍率</th></tr><tr><td colspan="2">L01. 抗悪性腫瘍薬</td><td>2</td></tr><tr><td rowspan="2">L02. 内分泌療法(ホルモン療法)^(※)</td><td>乳がん、前立腺がん</td><td>1</td></tr><tr><td>上記以外のがん</td><td>2</td></tr><tr><td colspan="2">L03. 免疫賦活薬</td><td>2</td></tr><tr><td colspan="2">L04. 免疫抑制剤</td><td>2</td></tr><tr><td colspan="2">V10. 治療用放射性医薬品</td><td>2</td></tr></table> (注1)保険期間を通じて抗がん剤治療保険金額の120倍が限度となります。 (注2)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】この特約をセットした加入タイプに継続加入の場合で、被保険者が抗がん剤治療の原因となったがん [※] を発病 [※] した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。	世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類・がんの種類		倍率	L01. 抗悪性腫瘍薬		2	L02. 内分泌療法(ホルモン療法) ^(※)	乳がん、前立腺がん	1	上記以外のがん	2	L03. 免疫賦活薬		2	L04. 免疫抑制剤		2	V10. 治療用放射性医薬品		2
世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類・がんの種類		倍率																					
L01. 抗悪性腫瘍薬		2																					
L02. 内分泌療法(ホルモン療法) ^(※)	乳がん、前立腺がん	1																					
	上記以外のがん	2																					
L03. 免疫賦活薬		2																					
L04. 免疫抑制剤		2																					
V10. 治療用放射性医薬品		2																					

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合						
抗がん剤治療保険金 ★抗がん剤治療特約	前ページからのつづき <table><tr><th>世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類</th></tr><tr><td>L01. 抗悪性腫瘍薬</td></tr><tr><td>L02. 内分泌療法(ホルモン療法)^(※3)</td></tr><tr><td>L03. 免疫賦活薬</td></tr><tr><td>L04. 免疫抑制剤</td></tr><tr><td>V10. 治療用放射性医薬品</td></tr></table> (※3)内分泌療法(ホルモン療法)とは、がん細胞の発育・増殖を阻止するために、がん細胞の発育・増殖を促進するホルモンと拮抗する他のホルモンを投与したり、ホルモンの生成や作用を減弱させる薬剤を投与したりする療法をいいます。	世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類	L01. 抗悪性腫瘍薬	L02. 内分泌療法(ホルモン療法) ^(※3)	L03. 免疫賦活薬	L04. 免疫抑制剤	V10. 治療用放射性医薬品	前ページからのつづき ① がんを発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、がんを発病した時が、そのがんによる抗がん剤治療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前である場合は、②により算出した額をお支払いします。 (※)内分泌療法(ホルモン療法)とは、がん細胞の発育・増殖を阻止するために、がん細胞の発育・増殖を促進するホルモンと拮抗する他のホルモンを投与したり、ホルモンの生成や作用を減弱させる薬剤を投与したりする療法をいいます。	
世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類									
L01. 抗悪性腫瘍薬									
L02. 内分泌療法(ホルモン療法) ^(※3)									
L03. 免疫賦活薬									
L04. 免疫抑制剤									
V10. 治療用放射性医薬品									
三大疾病診断保険金 ★三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	特約記載の三大疾病(がん [※] 、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます。)に罹患、発病 [※] し、下表の支払要件を充足した場合 (がんと診断確定 [※] された時または急性心筋梗塞もしくは脳卒中により初めて入院 [※] を開始された時 ^(※1))が保険期間中である場合に限ります。)	<table><tr><th>三大疾病診断保険金額の全額</th></tr></table> (注1)保険期間中1回に限ります。 (注2)三大疾病診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合、左記「保険金をお支払いする場合」の②および③について、保険金の支払回数は継続加入してきた最初のご契約の始期日から、それぞれ通算して1回とします。 (注3)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 三大疾病診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合で、被保険者ががん[※]、急性心筋梗塞または脳卒中^(※)を発病[※]した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ① がん、急性心筋梗塞または脳卒中^(※)を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、がん、急性心筋梗塞または脳卒中^(※)を発病した時が、がんと診断確定[※]された日または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (注4)被保険者が医師[※]から傷病名の告知を受けていないこと等により保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細は「保険金をお支払いする場合に該当したときの手続」の＜代理請求人について＞をご覧ください。 (※)急性心筋梗塞または脳卒中には、その急性心筋梗塞または脳卒中と医学上因果関係がある病気[※]を含みます。	三大疾病診断保険金額の全額	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるがん[※]、急性心筋梗塞または脳卒中 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるがん、急性心筋梗塞または脳卒中 ●戦争、その他の変乱[※]、暴動によるがん、急性心筋梗塞または脳卒中(テロ行為によるがん、急性心筋梗塞または脳卒中は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)^(※1) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるがん、急性心筋梗塞または脳卒中^(※1) ●麻薬等の使用によるがん、急性心筋梗塞または脳卒中(ただし、治療[※]を目的として医師[※]が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならないがん、急性心筋梗塞または脳卒中^(※2) (加入者証等に記載されます。) など (注)保険期間の開始時^(※3)より前に発病[※]したがん、急性心筋梗塞または脳卒中については保険金をお支払いしません。 ただし、三大疾病診断保険金を補償する加入タイプに継続加入された場合で、がん、急性心筋梗塞または脳卒中を発病した時が、がんと診断確定[※]された日または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※1)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (※2)そのがん、急性心筋梗塞または脳卒中と医学上因果関係がある病気[※]を含みます。 (※3)三大疾病診断保険金を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。					
三大疾病診断保険金額の全額									
	(注)三大疾病診断保険金を補償する加入タイプに継続加入の場合、上記①について、前回の保険金支払事由該当日^(※6)から、その日を含めて1年以内に再び上記①ア. からエ. までのいずれかのがんと診断確定されたときは、保険金を支払いません。 (※1)初めて入院を開始された時とは、同一の病気[※]を原因とする一連の入院のうち、最初の入院を開始された時をいいます。 (※2)三大疾病診断保険金を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時とします。 (※3)「再発したがん」とは、がんを治療した結果、一旦がんが認められない状態となり、その後再発したと診断確定されたがんをいいます。 次ページへつづく								

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
三大疾病診断 保険金 ★三大疾病診断 保険金補償(待機期間 不設定型)特約	前ページからのつづき (※4)「転移したがん」とは、他の部位・臓器 ^(※7) に転移したと診断確定されたがんをいいます。ただし、転移の以前に既にその部位・臓器にがんが発生していた場合は含みません。 (※5)「既払がん」とは、継続加入してきた最初のご契約の保険期間が開始した以降にがんと診断確定され、既に保険金を支払ったがんをいいます。 (※6)継続加入してきた最初のご契約からこの保険契約の継続前契約までの保険期間中に、既に保険金を支払ったがんと診断確定された日のうち、この保険契約の始期日に最も近い日をいいます。 (※7)同一の種類の部位・臓器が複数ある場合、それらは同じ部位・臓器とみなします。		
介護一時金 本人介護 ★介護一時金 支払特約	保険期間中に、被保険者 ^(※1) が要介護状態(要介護3以上の状態) [※] となり、パンフレット記載のフランチャイズ期間 [※] を超えて継続した場合 ^(※2) (※1)この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。 (※2)要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)がセットされている場合は、「要介護状態(要介護3以上の状態)」を「要介護状態(要介護2以上の状態) [※] 」と読み替えます。	介護一時金額の全額 (注1)介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。 (注2)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 被保険者が要介護状態となった場合に補償する加入タイプに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ① 要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等[※]の無資格運転、飲酒運転[※]中または麻薬等を使用しての運転中の事故による要介護状態 ●麻薬等の使用による要介護状態(ただし、治療[※]を目的として医師[※]が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱[※]、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなくても、頸(けい)部症候群[※]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの[※] ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気(加入者証等に記載されます。その病気と医学上因果関係がある病気[※]を含みます。) など (注)保険期間の開始時 ^(※1) より前に要介護状態の原因となった事由 ^(※2) が発生した場合は、保険金をお支払いしません。 ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由 ^(※2) が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、介護一時金をお支払いします。 (※1)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※2)公的介護保険制度 [※] を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
親介護一時金 親介護 ★親介護一時金支払特約	保険期間中に、特約被保険者^(※1)が要介護状態(要介護3以上の状態)[※]となり、パンフレット記載のフランチャイズ期間[※]を超えて継続した場合^(※2) (注)特約被保険者が保険金請求者となります。なお、特約被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細は「保険金をお支払いする場合に該当したときの手続」の＜代理請求人について＞をご覧ください。 (※1)普通保険約款の被保険者の親(姻族を含みます。)のうち、この特約の被保険者として加入者証等に記載された方をいいます。 (※2)要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約用)がセットされている場合は、「要介護状態(要介護3以上の状態)」を「要介護状態(要介護2以上の状態)[※]」と読み替えます。	親介護一時金額の全額 (注1)親介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。 (注2)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 親が要介護状態となった場合に補償する加入タイプに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ① 要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。	●保険契約者、特約被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等[※]の無資格運転、飲酒運転[※]中または麻薬等を使用しての運転中の事故による要介護状態 ●麻薬等の使用による要介護状態(ただし、治療[※]を目的として医師[※]が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱[※]、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群[※]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの[※]など (注)保険期間の開始時^(※1)より前に要介護状態の原因となった事由^(※2)が発生した場合は、保険金をお支払いしません。 ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由^(※2)が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、親介護一時金をお支払いします。 (※1)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※2)公的介護保険制度[※]を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
介護による休業補償保険金 ★親の介護による休業補償特約	保険期間中に、要介護状態(要介護3以上の状態)[※]である介護対象者[※]を介護するために、被保険者が介護による休業[※]をパンフレット記載の免責期間[※]を超えて取得した場合^(*) (*)要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護による休業補償特約用)がセットされている場合は、「要介護状態(要介護3以上の状態)」を「要介護状態(要介護2以上の状態)[※]」と読み替えます。	<math>\text{介護による休業補償保険金額} \times \frac{\text{てん補期間内介護による休業期間[※]の月数}}{\text{てん補期間の月数}}</math> (注1)介護による休業補償保険金額が被保険者の平均月間定期所得額[※]を超えている場合には、平均月間定期所得額を介護による休業補償保険金額として保険金のお支払額を計算します。 (注2)休業中に得られる定期所得[※]があり、支払保険金と合算した額が平均月間定期所得額にてん補期間内介護による休業期間を乗じた額を超える場合、平均月間定期所得額にてん補期間内介護による休業期間を乗じた額から定期所得の額を差し引いて保険金のお支払額を計算します。 (注3)てん補期間内介護による休業期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が発生した場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。 (注4)免責期間[※]を超える休業が終了した後、休業の原因となった介護対象者[※]の介護のため、再び休業を開始した場合は、後の休業は前の休業と同一の休業とみなします。ただし、介護対象者の要介護状態[※]が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降にその介護対象者が再び要介護状態となり休業を開始した場合は、後の休業は新たな休業として取り扱います。 (注5)複数の介護対象者を介護することを目的として休業を取得した場合であっても、勤務先に届出を行ったいずれか1名の介護対象者を介護するために休業を取得したものとして取り扱い、その重複する期間に対して、重ねては保険金をお支払いしません。 (注6)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 介護による休業を補償する加入タイプに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ① 要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、休業を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払します。 (注7)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者、介護対象者[※]または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等[※]の無資格運転、飲酒運転[※]中または麻薬等を使用しての運転中の事故による要介護状態 ●麻薬等の使用による要介護状態(ただし、治療[※]を目的として医師[※]が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱[※]、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群[※]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの[※] など (注)保険期間の開始時^{(*)1}より前に要介護状態の原因となった事由^{(*)2}が発生した場合は、保険金をお支払いしません。 ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由^{(*)2}が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、介護による休業補償保険金をお支払いします。 (*)1この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*)2公的介護保険制度[※]を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
先進医療費用保険金 ★先進医療費用保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	ケガ[※]または病気[※]の治療[※]のため、保険期間中に日本国内において先進医療^(*)を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。 (注1)がんのみ補償特約がセットされている場合は、がんのみ補償特約は適用されず、がん[※]以外の病気も補償対象となります。 (注2)三大疾病のみ補償特約がセットされている場合は、三大疾病のみ補償特約は適用されず、三大疾病以外の病気も補償対象となります。 (注3)成人病のみ補償特約がセットされている場合は、成人病のみ補償特約は適用されず、成人病以外の病気も補償対象となります。 (注4)女性特定疾病のみ補償特約がセットされている場合は、女性特定疾病のみ補償特約は適用されず、女性特定疾病[※]以外の病気も補償対象となります。 (*)「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。	被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。 ア. 先進医療に要する費用^(※1) イ. 先進医療を受けるための病院等との間の交通費(転院、退院のための交通費を含みます。) ウ. 先進医療を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度) (注1)加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。 (注2)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額が限度となります。 (注3)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガ[※]の原因となった事故発生の時または病気^(※2)を発病[※]した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ① ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気^(※2)を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他に ある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (※1)先進医療を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。なお、保険外併用療養費とは、公的医療保険制度から給付される部分をいい、一部負担金とは公的医療保険制度と同様の本人負担金をいいます。 (※2)先進医療の原因となった病気と医学上因果関係がある病気[※]を含みます。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ[※]や病気[※] ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガや病気 ●自動車等[※]の無資格運転、飲酒運転[※]または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気[※]または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療[※]以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱[※]、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(天災危険補償特約がセットされている場合は、支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群[※]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの[※] ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具[※]を用いて競技等[※]をしている間のケガ ●精神障害^(※1)およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱[※]、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(※2) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気^(※2) ●麻薬等の使用による病気(ただし、治療を目的として医師[※]が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●妊娠または出産(異常妊娠、異常分娩または産褥(じょく)期の異常^(※3)の場合は、保険金をお支払いします。) ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気^(※4)(加入者証等に記載されます。) など (注)保険期間の開始時^(※5)より前に被ったケガまたは発病[※]した病気^(※4)については保険金をお支払いしません。 ただし、先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的)にセットされます。)(※2)のセット後の内容となります。) <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など (※2)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。

次ページへつづく

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
先進医療費用保険金 ★先進医療費用保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット			前ページからのつづき (※3)「異常妊娠、異常分娩または産褥(じよく)期の異常」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コード000から079まで、081から099までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。 (※4)その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。 (※5)先進医療に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。
CT・MRI検査一時金 ★CT・MRI検査一時金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	保険期間中に日本国内においてCT検査 ^(※1) またはMRI検査 ^(※2) を受けた場合(健康診断や検診等の自由診療のために受けたCT検査 ^(※1) またはMRI検査 ^(※2) は除きます。) (注1)がんのみ補償特約がセットされている場合は、がん※以外の病気※によるCT検査またはMRI検査も補償対象となります。 (注2)三大疾病のみ補償特約がセットされている場合は、三大疾病のみ補償特約は適用されず、三大疾病以外の病気によるCT検査またはMRI検査も補償対象となります。 (注3)成人病のみ補償特約がセットされている場合は、成人病のみ補償特約は適用されず、成人病以外の病気によるCT検査またはMRI検査も補償対象となります。 (注4)女性特定疾病のみ補償特約がセットされている場合は、女性特定疾病のみ補償特約は適用されず、女性特定疾病※以外の病気によるCT検査またはMRI検査も補償対象となります。 (※1)「CT検査」とは、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、コンピューター断層撮影診断料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、コンピューター断層撮影(CT撮影)として算定されるCT検査をいいます。ただし、歯科診療報酬点数表に列挙されている診療行為を除きます。 (※2)公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、コンピューター断層撮影診断料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、磁気共鳴コンピューター断層撮影(MRI撮影)として算定されるMRI検査をいいます。ただし、歯科診療報酬点数表に列挙されている診療行為を除きます。	CT・MRI検査一時金額の全額 (注1)保険期間中1回に限りです。 (注2)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 CT検査またはMRI検査を受けた場合に補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガ※の原因となった事故発生の時または病気 ^(※) を発病 ^(※) した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、CT・MRI検査一時金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ① ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気 ^(※) を発病した時が、CT検査またはMRI検査を受けた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (※)CT検査またはMRI検査を受ける原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※や病気※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガや病気 ●自動車等※の無資格運転、飲酒運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(天災危険補償特約がセットされている場合は、支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの※ ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ ●精神障害 ^(※1) およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱※、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ^(※2) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気 ^(※2) ●麻薬等の使用による病気(ただし、治療を目的として医師※が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●妊娠または出産(異常妊娠、異常分娩または産褥(じよく)期の異常 ^(※3) の場合は、保険金をお支払いします。) ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気 ^(※4) (加入者証等に記載されます。) など (注)保険期間の開始時 ^(※5) より前に被ったケガまたは発病 ^(※) した病気 ^(※4) については保険金をお支払いしません。 ただし、CT検査またはMRI検査を受けた場合に補償する加入タイプに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、CT検査またはMRI検査を受けた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。

次ページへつづく

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
CT・MRI検査一時金 ★CT・MRI検査一時金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット			前ページからのつづき (※1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。))のセット後の内容となります。) <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など (※2)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (※3)「異常妊娠、異常分娩または産褥(じよく)期の異常」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードO00からO79まで、O81からO99までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。 (※4)その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。 (※5)CT検査またはMRI検査を受けた場合に補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。
セカンドオピニオン費用保険金 ★セカンドオピニオン費用補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	ケガ※または病気※の治療※のため、保険期間中に日本国内においてセカンドオピニオン(※1)を受けた場合で、被保険者がセカンドオピニオンに伴う費用を負担されたとき。 (注1)がんのみ補償特約がセットされている場合は、がん※以外の病気も補償対象となります。 (注2)三大疾病のみ補償特約がセットされている場合は、三大疾病のみ補償特約は適用されず、三大疾病以外の病気も補償対象となります。 (注3)成人病のみ補償特約がセットされている場合は、成人病のみ補償特約は適用されず、成人病以外の病気も補償対象となります。 (注4)女性特定疾病のみ補償特約がセットされている場合は、女性特定疾病のみ補償特約は適用されず、女性特定疾病※以外の病気も補償対象となります。 (※1)「セカンドオピニオン」とは、被保険者が診療を受けているケガや病気に関する診断や治療選択などについて、担当医が作成した診療情報提供書や意見書等に基づき、担当医とは異なる医師※に相談(※2)を行うことをいいます。 (※2)自由診療で行うものをいい、公的医療保険制度で対象となる診療行為を伴うものを除きます。	被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。 ア. セカンドオピニオンに要する費用(※1) イ. セカンドオピニオンを受ける病院等への交通費 ウ. セカンドオピニオンを受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度) (注1)加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。 (注2)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、セカンドオピニオン費用保険金額が限度となります。 (注3)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 セカンドオピニオンに伴う費用を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガ※の原因となった事故発生の時または病気※(※2)を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、セカンドオピニオン費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ① ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気※(※2)を発病した時が、そのケガまたは病気のセカンドオピニオンを受けた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失によるケガ※や病気※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガや病気 ●自動車等※の無資格運転、飲酒運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(天災危険補償特約がセットされている場合は、支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなくなるまで、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの※ ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ ●精神障害(※1)およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱※、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(※2) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気(※2) ●麻薬等の使用による病気(ただし、治療を目的として医師※が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●妊娠または出産(異常妊娠、異常分娩または産褥(じよく)期の異常(※3)の場合は、保険金をお支払いします。)

次ページへつづく

次ページへつづく

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
セカンドオピニオン費用保険金 ★セカンドオピニオン費用補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット		前ページからのつづき (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他に ある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (※1)担当医とは異なる医師※に相談するための相談料、予約料、システム使用料、細胞診断料、病理組織診断料等の費用をいい、セカンドオピニオンを受けるにあたって必要な診療情報提供書等の文書料を含みます。ただし、治療※を目的としたセカンドオピニオンを受ける病院等への転院に要する費用や、セカンドオピニオンを受けた後の検査や治療のための費用は含みません。 (※2)セカンドオピニオンを受けた病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。	前ページからのつづき ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気^(※4)(加入者証等に記載されます。)など (注)保険期間の開始時^(※5)より前に被ったケガまたは発病^(※4)した病気^(※4)については保険金をお支払いしません。 ただし、セカンドオピニオンに伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気のセカンドオピニオンを受けた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD－10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。))のセット後の内容となります。) ＜支払対象外となる精神障害の例＞ アルコール依存、薬物依存 など (※2)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (※3)「異常妊娠、異常分娩または産褥(じよく)期の異常」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードO00からO79まで、O81からO99までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD－10(2003年版)準拠」によります。 (※4)その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。 (※5)セカンドオピニオンに伴う費用を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償保険金 ★所得補償(MS&AD型)特約 ☆骨髄採取手術に伴う入院補償特約(所得補償特約用)セット	保険期間中に、ケガ[※]、病気[※]または骨髄採取手術[※]により就業不能[※]となり、その状態が所得補償保険金の免責期間[※](パンフレット記載の日数)を超えて継続した場合 (注)【再度就業不能となった場合の取り扱い】 所得補償保険金の免責期間を超える就業不能の終了後、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過する日までに、その就業不能の原因となったケガまたは病気によって再度就業不能になった場合には、前の就業不能と後の就業不能を合わせて「同一の就業不能」として取り扱います。	$\frac{\text{所得補償保険金額} \times \text{就業不能期間※の月数} + \text{所得補償保険金額} \times \text{就業不能期間のうち1か月に満たない期間の日数}}{30}$ (注1)所得補償保険金額が被保険者の平均月間所得額[※]を超えている場合には、平均月間所得額を所得補償保険金額として保険金のお支払額を計算します。 (注2)原因または時を異にして発生したケガ[※]、病気[※]または骨髄採取手術[※]により就業不能期間が重複する場合、その重複する期間に対して、重ねては保険金をお支払いしません。 (注3)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 就業不能を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生[※]の時または病気^(*)を発病[※]した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ① ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生[※]の時または病気を発病した時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。 (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にありますが、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (*)就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気[※]を含みます。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ[※]や病気[※] ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガや病気 ●麻薬等の使用によるケガや病気(ただし、治療[※]を目的として医師[※]が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●自動車等[※]の無資格運転、飲酒運転[※]中または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガや病気 ●戦争、その他の変乱[※]、暴動によるケガや病気(テロ行為によるケガや病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(天災危険補償特約(所得補償特約用)がセットされている場合は、支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガや病気 ●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群[※]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの[※] ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気^(*)(加入者証等に記載されます。) などによる就業不能[※] ●精神障害^(*)を被り、これを原因として発生した就業不能 ●妊娠または出産による就業不能 ●骨髄採取手術[※]による就業不能となった時が、骨髄採取手術に伴う入院補償特約(所得補償特約用)をセットした最初のご加入日からその日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時より前である場合 (注)ご加入をお引受けした場合でも、保険期間の開始時^(*)より前に発病[※]した病気^(*)または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。 ただし、就業不能を補償する加入タイプに継続加入された場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生[※]の時が、就業不能となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いします。 (*)その病気と医学上因果関係がある病気[※]を含みます。 (*)2)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003年版)準拠」によります。 <支払対象外となる精神障害の例> 認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失調症、気分障害、人格障害、知的障害 など (*)3)就業不能を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
葬 祭 費 用 保険金 ★ 葬 祭 費 用 補 償 特約	補償対象者^(※1)が次の①～③のいずれかに該当され、補償対象者の親族[※]が葬祭費用を負担された場合 ① 保険期間中の事故によるケガ[※]のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ② 保険期間の開始時以降^(※2)に発病[※]した病気[※]のため、このご契約の保険期間中に死亡された場合 ③ このご契約の保険期間が終了した後であっても、疾病入院保険金が支払われるべき場合で、その原因となった病気^(※3)のため、疾病入院保険金の支払対象期間[※]が満了するまでの間^(※4)に死亡された場合。ただし、葬祭費用を補償するご契約が継続されなかった場合に限りです。 (※1)「補償対象者」とは、普通保険約款における被保険者をいいます。 (※2)葬祭費用を補償する加入タイプに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時以降とします。 (※3)その病気と医学上因果関係がある病気[※]を含みます。 (※4)365日を限度とします。	補償対象者の親族[※]が葬祭費用を負担することによって被る損害に対して、葬祭費用保険金額を限度として保険金をお支払いします。 (注1)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 葬祭費用を補償する加入タイプに継続加入の場合で、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気^(※)を発病[※]した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、葬祭費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ① 病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ② この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気^(※)を発病した時が、その病気によって補償対象者が死亡した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (注2)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)がある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (※)その病気と医学上因果関係がある病気[※]を含みます。	<「保険金をお支払いする場合」の①の場合> ●保険契約者、被保険者、補償対象者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ[※] ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等[※]の無資格運転、飲酒運転[※]または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気[※]または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療[※]以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱[※]、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群[※]、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの[※] ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具[※]を用いて競技等[※]をしている間のケガ など <「保険金をお支払いする場合」の②または③の場合> ●保険契約者、補償対象者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気[※] ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害^(※1)およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱[※]、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(※2) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気^(※2) ●麻薬等の使用による病気(ただし、治療を目的として医師[※]が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気(加入者証等に記載されます。)(※3)により入院[※]された場合 など (注)保険期間の開始時^(※3)より前に発病[※]した病気^(※4)については保険金をお支払いしません。 ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、補償対象者が死亡の直接の原因となった病気^(※4)を発病した時が、その病気により補償対象者が死亡された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、葬祭費用保険金をお支払いします。 (※1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。 <支払対象外となる精神障害の例> 認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失調症、人格障害、気分障害、知的障害 など (※2)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (※3)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (※4)その病気と医学上因果関係がある病気[※]を含みます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
日常生活賠償保険 ★日常生活賠償特約	① 保険期間中の次のア. またはイ. の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ② 日本国内において保険期間中の次のア. またはイ. の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等^(※1)を運行不能^(※2)にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ア. 本人の居住の用に供される住宅^(※3)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (注)被保険者の範囲は、本人、配偶者[※]、同居の親族および別居の未婚[※]の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。 (※1)電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 (※2)正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 (※3)敷地内の動産および不動産を含みます。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用 または判決日までの遅延損害金 — 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 — 免責金額[※](0円) (注1)1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4)日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されない場合、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族[※]に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任(ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に対する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。) ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等[※]の車両、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任(ただし、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの所有、使用、または管理に起因する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱[※]、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
受託物賠償責任保険金 ★受託物賠償責任補償特約	保険期間中に受託物^(※1)の損壊^(※2)・紛失・盗難にあったことにより、受託物について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負われた場合 (注)被保険者の範囲は、本人、配偶者[※]、同居の親族および別居の未婚[※]の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。))を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。 (※1)「受託物」とは、被保険者が日本国内において、日常生活の必要に応じて他人(レンタル業者を含みます。))から預かった財産的価値を有する有体物をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『受託物』」を除きます。 (※2)「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐欺を含みません。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額^(※) + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 — 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 — 免責金額[※](1回の事故につき5,000円) (注1)保険期間を通じ、受託物賠償責任保険金額がお支払いの限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。))が他に、損害の発生または拡大を防止することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (※)被害受託物の時価額が限度となります。	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ●自動車等[※]の無資格運転、飲酒運転[※]または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●公権力の行使(差押え・没収・破壊等)による損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電気的事故・機械的事故(故障等)による損害 ●受託物に発生した自然発火または自然爆発 ●風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害 ●被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●航空機、船舶(原動力がもっぱら人力であるものを含みません。)、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者と同居の親族[※]に対する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●引き渡し後に発見された損壊による損害賠償責任 ●受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任(収益減少等) ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に受託物を使用したことに起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱[※]、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●別記の「補償対象外となる主な『受託物』」の損害 など
借家人賠償責任保険金 ★借家人賠償責任補償特約	保険期間中に、日本国内において、借用住宅^(※1)が火災、破裂または爆発により損壊^(※2)し、被保険者^(※3)が貸主に対する法律上の損害賠償責任を負われた場合 (※1)「借用住宅」とは、被保険者が借用または使用する被保険者の居住の用に供される建物または住戸室をいいます。 (※2)「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐欺を含みません。 (※3)借用住宅の賃借名義人が被保険者と異なる場合には、その賃借名義人を含みます。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者[※]および3親等内の姻族に限ります。))を被保険者とします。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額+判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 —被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額—免責金額[※](0円) (注1)1回の事故につき、借家人賠償責任保険金額が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。))が他に、損害の発生または拡大を防止することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●心神喪失または指図に起因する損害賠償責任 ●借用住宅の改築、増築、取りにわし等の工事による損害 ●貸主に借用住宅を引き渡した後に発見された損壊による損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱[※]、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●貸主との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●借用住宅の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●借用住宅の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または借用住宅の汚損であって、借用住宅が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 など

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
修理費用 保険金 ★修理費用補償特約	保険期間中の次の事故により、日本国内において借用住宅^(※1)に損害が発生し、被保険者^(※2)が貸主との契約に基づきその借用住宅を自己の費用で現実に修理した場合。ただし、火災、破裂または爆発の事故による損害に対し、被保険者が借用住宅の貸主に対して、法律上の損害賠償責任を負担する場合を除きます。 ・火災、落雷、破裂、爆発 ・借用住宅の外部からの物体の衝突(雨、雪、あられ、砂塵(じん)、粉塵(じん)、煤(ばい)煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、水災、土砂崩れによる損害を除きます。) ・給排水設備に発生した事故または被保険者以外の者が占有する借用住宅で発生した事故に伴う漏水、放水または溢(いつ)水による水濡れ(水災による損害を除きます。) ・騒擾(じょう)およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 ・風災、雹(ひょう)災または雪災^(※3)(借用住宅の内部については、借用住宅またはその一部が風災、雹(ひょう)災または雪災によって直接破損したために発生した損害(吹込みによる損害を含みます。))に限ります。) ・盗難 (※1)「借用住宅」とは、被保険者が借用または使用する被保険者の居住の用に供される建物または住戸室をいいます。 (※2)借用住宅の賃借名義人が被保険者と異なる場合には、その賃借名義人を含みます。 (※3)豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩(なだれ)をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪洪水による事故を除きます。	<u>修理費用</u>※－<u>免責金額</u>※(1回の事故につき3,000円) (注1)保険金のお支払額は、1回の事故につき、修理費用保険金額が限度となります。 (注2)建物の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根、階段等)や、居住者が共同で利用する部分(玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等)の修理費用はお支払いしません。 (注3)雪災による損害が1回の積雪期において複数発生した場合、おのおの別の事故によって発生したことが明らかでないときは、1回の事故により発生したものと推定します。 (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にがある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者、借用住宅の貸主、保険金を受け取るべき方またはこれらの方の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反による損害 ●保険契約者、被保険者または借用住宅の貸主が所有または運転する車両・積載物の衝突、接触による損害 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性による損害 ●借用住宅の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●借用住宅の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または借用住宅の汚損であって、借用住宅が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 など
携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約 ☆新価保険特約(携行品損害補償特約用)セット	保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品^(※1)に損害が発生した場合 (※1)「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品^(※2)をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。 (※2)「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。	<u>損害の額</u>－<u>免責金額</u>※(1回の事故につき3,000円) (注1)損害の額は、再調達価額※によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額※によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕する場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落(格落損)は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。 (注2)損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 (注3)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族※の故意による損害 ●自動車等※の無資格運転、飲酒運転※または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●公権力の行使(差押え・没収・破壊等)による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気的事故・機械的事故(故障等)による損害(ただし、これらの事由によって発生した火災による損害の場合は、保険金をお支払いします。) ●携行品である液体の流出による損害(ただし、その結果として他の携行品に発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。) ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)

次ページへつづく

次ページへつづく

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約 ☆新価保険特約（携行品損害補償特約用）セット		前ページからのつづき （注4）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	前ページからのつづき ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●被保険者または被保険者側に属する方の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の法定代理人を含みます。）の使用人もしくは同居の親族が単独で、または第三者と共謀して行った窃盗、強盗、背任その他の不誠実行為（ただし、火災または破裂・爆発によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。） ●別記の「補償対象外となる主な『携行品』」の損害など
（住宅内生活用動産保険金）損害保険金 ★住宅内生活用動産補償特約 ☆新価保険特約（住宅内生活用動産補償特約用）セット	保険期間中の日本国内における偶然な事故（盗難・損壊 ^{（*1）} ・火災など）により、被保険者の居住の用に供される住宅 ^{（*2）} 内に所在する、被保険者または被保険者と生計を共にする親族 [※] が所有する生活用動産 ^{（*3）} に損害が発生した場合 （*1）「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。 （*2）敷地を含みます。 （*3）「生活用動産」とは、生活の用に供する家具、什（じゅう）器、衣服、その他生活に通常必要な動産をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『生活用動産』」を除きます。	$\text{損害の額} - \text{免責金額}^{\ast} \text{（1回の事故につき3,000円）}$ （注1）損害の額は、再調達価額 [※] によって定めます。ただし、被害物が貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董（とう）、彫刻物等の場合には、保険価額 [※] によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落（格落損）は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。 （注2）損害の額は、貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董（とう）、彫刻物等については、1個、1組または1対については30万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等（鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。）もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。 （注3）保険金のお支払額は、保険期間を通じ、住宅内生活用動産保険金額が限度となります。 （注4）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と生計を共にする親族 [※] の故意による損害 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ●自動車等 [※] の無資格運転、飲酒運転 [※] または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●公権力の行使（差し押え・没収・破壊等）による損害 ●生活用動産の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●生活用動産の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、生活用動産が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない生活用動産の電気的事故・機械的事故（故障等）による損害（ただし、これらの事由によって発生した火災による損害の場合は、保険金をお支払いします。） ●生活用動産である液体の流出による損害（ただし、その結果として他の生活用動産に発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。） ●生活用動産の置き忘れまたは紛失による損害 ●生活用動産に加工を施した場合、加工着手後に発生した損害（ただし、生活用動産に修理を施した場合で、修理着手後に発生した損害については、保険金をお支払いします。） ●生活用動産に対する修理、調整の作業（点検または試運転を伴う場合には、これらを含みます。）上の過失または技術の拙劣によって発生した損害（ただし、これらの事由によって発生した火災による損害の場合は、保険金をお支払いします。） ●詐欺または横領によって生活用動産に発生した損害 ●楽器の弦（ピアノ線を含みます。）の切断・打楽器の打皮の破損・楽器の音色または音質の変化による損害 ●戦争、その他の変乱 [※] 、暴動による損害（テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●被保険者または被保険者側に属する方の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
（住宅内生活用動産保険金）臨時費用保険金 ★住宅内生活用動産補償特約 ☆新価保険特約（住宅内生活用動産補償特約用）セット	損害保険金が支払われる場合	$\text{損害保険金} \times 30\%$ （注1）保険金のお支払額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円が限度となります。 （注2）臨時費用を補償する保険を複数（引受保険会社、他の保険会社を問いません。）ご契約の場合、臨時費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い限度額が限度となります。 （注3）補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	次ページへつづく

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
(住宅内生活用動産保険金)残存物取片づけ費用保険金 ★住宅内生活用動産補償特約 ☆新価保険特約(住宅内生活用動産補償特約用)セット	損害保険金支払われる場合	<u>残存物取片づけ費用^(*)の額</u> (注1)保険金のお支払額は、 <u>損害保険金</u> × <u>10%</u> が限度となります。 (注2)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (※)損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な次の費用をいいます。 ① 取りこわし費用 ② 取片づけ清掃費用 ③ 搬出費用	前ページからのつづき ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の法定代理人を含みます。)の使用人もしくは同居の親族が単独で、または第三者と共謀して行った窃盗、強盗、背任その他の不誠実行為(ただし、火災または破裂・爆発によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。) ●別記の「補償対象外となる主な『生活用動産』」の損害 など
(住宅内生活用動産保険金)失火見舞費用保険金 ★住宅内生活用動産補償特約 ☆新価保険特約(住宅内生活用動産補償特約用)セット	被保険者の居住の用に供される住宅内に所在する、被保険者または被保険者と生計を共にする親族 [※] が所有する生活用動産またはそれを収容する建物から発生した火災、破裂または爆発 ^(※1) により、第三者の所有物 ^(※4) の損壊 ^(※5) が発生した場合 (※1)第三者 ^(※2) の所有物で被保険者以外の方が占有する部分 ^(※3) から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。 (※2)保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と生計を共にする同居の親族を含みません。 (※3)区分所有建物の共有部分を含みます。 (※4)動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その方の占有する敷地内にあるものに限りです。 (※5)「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。	<u>被災世帯の数</u> × <u>20万円</u> (注1)保険金のお支払額は、1回の事故につき、事故が発生した敷地内に所在する保険の対象の保険金額(保険金額が再調達価額 ^(※) を超える場合は、再調達価額とします。)の20%に相当する額が限度となります。 (注2)失火見舞費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご契約の場合、失火見舞費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い1被災世帯あたりの支払額に被災世帯の数を乗じた額が限度となります。 (注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (※)貴金属等の場合には、損害が発生した地および時における保険の対象の価額となります。	
救 援 者 費 用 等 保 険 金 ★救 援 者 費 用 等 補 償 特 約	救援対象者 [※] が次の①～③のいずれかに該当したことにより、被保険者 ^(*) が費用を負担された場合 ① 保険期間中に救援対象者が搭乗している航空機または船舶の行方不明または遭難した場合 ② 保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故により救援対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等の公の機関により確認された場合 ③ 保険期間中に被ったケガ [※] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または続けて14日以上入院 [※] された場合 (※)「被保険者」とは、この特約により補償を受ける方で、保険契約者、救援対象者または救援対象者の親族 [※] をいいます。	<u>救援者費用等の額</u> <救援者費用等> 被保険者が負担された次のア～オの費用のうち社会通念上妥当な金額をいいます。 ア. 遭難した救援対象者 [※] の捜索、救助または移送する活動に要した費用 イ. 救援者 [※] の現地 ^(※1) までの1往復分の交通費(救援者2名分まで) ^(※2) ウ. 救援者の現地 ^(※1) および現地 ^(※1) までの行程での宿泊料(救援者2名分かつ1名につき14日分まで) ^(※2) エ. 死亡されたまたは治療 [※] を継続中の救援対象者を現地 ^(※1) から移送する費用	●保険契約者、被保険者、救援対象者 [※] または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失により発生した費用 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為により発生した費用 ●自動車等 [※] の無資格運転、飲酒運転 [※] または麻薬等を使用しての運転中の事故により発生した費用 ●脳疾患、病気 [※] または心神喪失により発生した費用 ●妊娠、出産、早産または流産により発生した費用 ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガ [※] の治療 [※] 以外の外科的手術その他の医療処置により発生した費用 ●戦争、その他の変乱 [※] 、暴動により発生した費用(テロ行為により発生した費用は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波により発生した費用 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等により発生した費用 ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群 [※] 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの [※]

次ページへつづく

次ページへつづく

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
救 援 者 費 用 等 保 険 金 ★ 救 援 者 費 用 等 補 償 特 約		前ページからのつづき オ. 諸雑費(救援者の渡航手続費および救援対象者または救援者が現地^(※1)において支出した交通費・通信費等をいいます。)。ただし、日本国外で左記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合は20万円が限度となり、日本国内で左記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合は3万円が限度となります。 (注1) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、救援者費用等保険金額が限度となります。 (注2) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (※1) 事故発生地または救援対象者の収容地をいいます。 (※2) 上記イ、ウについては、左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合において救援対象者の生死が判明した後または救援対象者の緊急な捜索・救助・移送もしくは救助活動が終了した後現地に赴く救援者にかかる費用は含みません。	前ページからのつづき ● 入浴中の溺水^(※)(ただし、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ● 原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)^(※)によって発生した肺炎 ● 別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間の事故により発生した費用 など
キャンセル費用保険金 ★ キャンセル費用補償特約	被保険者、被保険者の配偶者^(※)または被保険者の1親等内の親族の死亡、ケガ^(※)または病気^(※)による入院^(※)によって、被保険者が特定のサービス^(※)を受けられなくなり、ホテルの違約金などのキャンセル費用^(※)を負担された場合 (※)「特定のサービス」とは、業として有償で提供されるサービスで、次のア～カのいずれかに該当するものをいいます。 ただし、キャンセル事由が死亡の場合は、死亡の日からその日を含めて31日以内(ただし、被保険者の死亡の場合にはこの限りではありません。)、入院の場合は入院を開始した日からその日を含めて31日以内に提供されるサービスに限ります。 ア. 国内旅行契約、海外旅行契約に基づくサービス イ. 旅館、ホテル等の宿泊施設の提供およびそれにセットするサービス ウ. 航空機、船舶、自動車、鉄道等による旅客の輸送 エ. 宴会、パーティ用施設の提供およびそれにセットするサービス オ. 運動、教養等の趣味の指導、教授または施設の提供 カ. 演劇、音楽、美術、映画等の公演、上映、展示、興行	<u>被保険者または被保険者の法定相続人が負担したキャンセル費用^(※)の額－免責金額^(※)(1回の事故につき1,000円またはキャンセル費用^(※)の20%に相当する額のうち、いずれか高い額)</u> (注1) 第三者から支払われた損害賠償金等の回収金がある場合には、その額を差し引いた額をお支払いします。 (注2) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、キャンセル費用保険金額が限度となります。 (注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	● 提供日を変更して、サービスの提供を受けることができる場合 ● 予約日・提供日が確認できない場合 ● サービスが職務遂行に関係するものである場合 ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ● 被保険者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為または麻薬等の使用による損害 ● 被保険者の自動車等^(※)の無資格運転、飲酒運転^(※)または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ● 妊娠、出産、早産または流産による入院^(※) ● 戦争、その他の変乱^(※)、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ● 原因がいかなるときでも、被保険者が頸(けい)部症候群^(※)、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの^(※) など (注) 被保険者、被保険者の配偶者^(※)または被保険者の1親等内の親族の、死亡または入院の直接の原因となったケガ^(※)または病気^(※)が保険期間の開始時より前または保険料領収前に発生していたためキャンセル費用^(※)を負担された場合は、保険金をお支払いしません。なお、病気の発病^(※)の認定は、医師^(※)の診断によります。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合						
ホールインワン・アルバトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	日本国内のゴルフ場※において被保険者が達成した次のホールインワン※またはアルバトロス※について、達成のお祝いとして実際にかかった費用をお支払いします。 ① 次表に掲げるホールインワンまたはアルバトロス <table><tr><th>区分</th><th>目撃者</th></tr><tr><td>公式競技以外の場合</td><td>次のアおよびイの両方が目撃※したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者※ イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ※等。具体的には下枠記載の方をいいます。)</td></tr><tr><td>公式競技の場合</td><td>次のアまたはイのいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ等。具体的には下枠記載の方をいいます。)</td></tr></table> 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレイヤー、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に出入りする造園業者・工事業者 など (注1)原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。ただし、セルフプレーでキャディを同伴されていない場合でも、同伴キャディの目撃証明に替えて前記イの目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。 (注2)前記アおよびイの「目撃」とは、原則ショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視することをいいます。例えば、達成後にボールがカップインした状態のみ目視した場合は、「目撃」には該当しません。 ② 達成証明資料(*1)によりその達成を客観的に証明できるホールインワンまたはアルバトロス なお、対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、 ●アマチュアゴルファーが、ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドし、 ●1名以上の同伴競技者と共に(公式競技の場合は同伴競技者は不要です。)プレー中のホールインワンまたはアルバトロスで、 ●その達成および目撃証明を引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書(*2)により証明できるものに限ります。 (注)この特約は、ゴルフの競技または指導を職業としている方が被保険者となる場合にはセットすることができません。	区分	目撃者	公式競技以外の場合	次のアおよびイの両方が目撃※したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者※ イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ※等。具体的には下枠記載の方をいいます。)	公式競技の場合	次のアまたはイのいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ等。具体的には下枠記載の方をいいます。)	次の費用のうち実際に支出した額 ア. 贈呈用記念品購入費用(*1) イ. 祝賀会に要する費用 ウ. ゴルフ場※に対する記念植樹費用 エ. 同伴キャディ※に対する祝儀 オ. その他慣習として負担することが適当な社会貢献、自然保護(*2)またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用、ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用、記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワン※またはアルバトロス※を記念して作成するモニュメント等の費用(ただし、保険金額の10%が限度となります。) (注1)保険金のお支払額は、1回のホールインワンまたはアルバトロスごとにホールインワン・アルバトロス費用保険金額が限度となります。 (注2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)ご加入の場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い保険金額が限度となります。 (注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (注4)保険金のご請求には、引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書および各種費用の支払いを証明する領収書等の提出が必要となります。 (※1)贈呈用記念品には、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等の物品切手、プリペイドカードは含まれません。ただし、被保険者が達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含まれます。 (※2)自然保護には、公益社団法人ゴルフ緑化促進会への寄付をご希望される場合などを含みます。	●日本国外で達成したホールインワン※またはアルバトロス※ ●ゴルフ場※の経営者が、その経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフ場の使用人(*1)が実際に働いているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス など (※)「ゴルフ場の使用人」には、臨時雇いを含みます。
区分	目撃者								
公式競技以外の場合	次のアおよびイの両方が目撃※したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者※ イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ※等。具体的には下枠記載の方をいいます。)								
公式競技の場合	次のアまたはイのいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外の第三者(同伴キャディ等。具体的には下枠記載の方をいいます。)								

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合						
ホールインワン・アルバトロス費用保険金 ★ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	前ページからのつづき (※1)「達成証明資料」とは、ビデオ映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる記録媒体に記録された映像等資料をいいます。 (※2)「引受保険会社所定のホールインワン・アルバトロス証明書」には次のすべての方の署名または記名・押印が必要です。								
	<table><tr><td>区分</td><td>署名または記名・押印が必要な方</td></tr><tr><td>公式競技以外の場合</td><td>ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) ウ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者</td></tr><tr><td>公式競技の場合</td><td>ア. 同伴競技者または同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) イ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者</td></tr></table>	区分	署名または記名・押印が必要な方	公式競技以外の場合	ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) ウ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者	公式競技の場合	ア. 同伴競技者または同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) イ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者		
	区分	署名または記名・押印が必要な方							
	公式競技以外の場合	ア. 同伴競技者 イ. 同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) ウ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者							
公式競技の場合	ア. 同伴競技者または同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者(達成証明資料がある場合は不要です) イ. ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者								

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
弁護士費用等保険金・法律相談費用保険金 ★ 弁護士費用特約	① 日本国内における偶然な事故により保険期間中に被害^(※1)を被った被保険者が、法律上の損害賠償請求を行った場合 ② 日本国内における偶然な事故により保険期間中に被害^(※1)を被った被保険者が、法律相談[※]を行った場合^(※2) (注)被保険者の範囲は、本人、配偶者[※]、同居の親族および別居の未婚[※]の子となります。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。 (※1)「被害」とは、被保険者が被った身体の障害または住宅・被保険者の日常生活用財産の損壊^(※3)または盗取をいいます。「身体の障害」とは、生命または身体を害することをいいます。 (※2)被害に対する法律相談が、被害の発生日からその日を含めて3年以内に開始されたときに限ります。 (※3)「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。	【左記「保険金をお支払いする場合」の①の場合】 <u>引受保険会社の同意を得て支出した</u> <u>弁護士費用等[※]の額^(※1)</u> 【左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合】 <u>引受保険会社の同意を得て支出した</u> <u>法律相談費用[※]の額^(※2)</u> (注1)保険金をお支払いした後に次のいずれかに該当された場合は、弁護士費用等保険金の全部または一部を返還していただきます。 ・弁護士等への委任の取消等により着手金の返還を受けた場合 ・訴訟の判決に基づき、被害を被った被保険者が賠償義務者[※]から弁護士費用等の支払いを受けた場合で、「判決で確定された弁護士費用等の額」と既にお支払いした弁護士費用等保険金の額の合計額が「被保険者が弁護士等に支払った費用の全額」を超過したとき。 (注2)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあり、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (※1)1事故^(※3)につき被保険者1名ごとに弁護士費用等保険金額が限度となります。 (※2)1事故^(※3)につき被保険者1名ごとに10万円が限度となります。 (※3)1事故とは、発生時期または発生場所にかかわらず、同一の原因から発生した一連の事故をいいます。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって発生した被害 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発生した被害 ●被保険者相互間の事故によって発生した被害 ●自動車等[※]の無資格運転または飲酒運転[※]中の事故によって発生した被害 ●被保険者が麻薬等の影響を受けているおそれがある状態での事故 ●住宅または日常生活用財産の詐取または紛失によって発生した被害 ●専ら被保険者の業務の用に供される財産の損壊または盗取によって発生した被害 ●大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。(環境汚染の発生が不測かつ突発的な事故による場合には、保険金の支払対象となります。) ●住宅または日常生活用財産自体の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、欠陥等による被害 ●被保険者が違法に所有・占有する財物の損壊または盗取 ●被保険者の業務遂行に直接起因する事故 ●診療、投薬、身体整形、マッサージ等を受けたことによって発生した被害 ●妊娠、出産、早産または流産によって発生した被害 ●石綿等が有する発がん性等有毒な特性に起因する被害事故 ●外因性内分泌かく乱化学物質(医薬品としホルモン作用を持つように合成された合成ホルモンなど)の有害な特性によって発生した被害 ●電磁波障害による事故 ●日照権、騒音、悪臭等、住宅または日常生活用財産の損壊または盗取を伴わない事由にかかわる法律相談[※]を行うことによる損害 ●戦争、その他の変乱[※]、暴動によって発生した被害(テロ行為により発生した費用は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によって発生した被害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によって発生した被害 ●公権力の行使(住宅または日常生活用財産の差押え・没収・破壊等)によって発生した被害 ●被保険者が第三者との間に損害賠償に関する特別の約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任に関する弁護士費用等または法律相談費用を保険金請求権者が負担することによって被る損害 など

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
(傷害)家事代行費用保険金 ★傷害による家事代行費用等補償特約	傷害入院保険金がお支払われる場合において、家事従事者 ^(※1) が家事に従事できなくなったことにより、その家事従事者の行うべき家事を代行するために入院対象者 [※] または入院対象者と生計を共にする親族 [※] が次の費用 ^(※2) を負担したとき。 ① ホームヘルパー [※] 雇入費用 ② 清掃代行サービス業者 [※] 利用費用 ③ ベビーシッター [※] 雇入費用 ④ 託児所・保育所等の費用 ^(※3) ⑤ クリーニング費用(配送費も含まれます。) (※1)入院対象者または入院対象者と生計を共にする親族のうち、炊事、掃除、洗濯等の家事を行っている方をいいます。 (※2)入院対象者の親族に対して支払う費用は含みません。 (※3)入院 [※] の期間中、託児所、保育所等のこどもの保育を目的とした有料の施設にこどもを預けるために必要な費用をいいます。	傷害入院保険金をお支払いする期間中に被保険者が負担した代行費用の額 — 免責金額 [※] (1回の事故につき5,000円) (注1)保険金のお支払額は、1回の事故につき、 $\text{支払限度基礎日額} \times \text{代行費用を負担した総日数(傷害入院保険金をお支払いする日数または180日のいずれか短い日数を限度とします。)} \text{が限度となります。}$ (注2)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、入院対象者 [※] または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ [※] ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等 [※] の無資格運転、飲酒運転 [※] または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気 [※] または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療 [※] によるものである場合には、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱 [※] 、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群 [※] 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの [※] ●入浴中の溺水 [※] (ただし、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん) [※] によって発生した肺炎 ●乗用具 [※] を用いて競技等 [※] をしている間のケガ ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ など

(☆)疾病保険金(疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金)、疾病入院時一時金、疾病退院時一時金、疾病長期入院時保険金、疾病集中治療室等利用一時保険金

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

病気※を補償する加入タイプ^(※1)に継続加入の場合で、被保険者が疾病入院^(※2)の原因となった病気^(※3)を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。

① 病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

② この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、病気^(※3)を発病した時が、その病気による疾病入院^(※2)を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。

(※1)疾病入院時一時金、疾病退院時一時金、疾病長期入院時保険金、疾病集中治療室等利用一時保険金においては、「この特約をセットしたご契約」と読み替えます。

(※2)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術」、「放射線治療」と読み替えます。

(※3)疾病入院^(※2)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。

補償対象外となる運動等

山岳登山^(※1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(※2)操縦^(※3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(※4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗

その他これらに類する危険な運動

(※1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。

(※2)グライダーおよび飛行船は含みません。

(※3)職務として操縦する場合は含みません。

(※4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

補償対象外となる職業

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士

その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

補償対象外となる主な「携行品」

船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機・自動車・原動機付自転車およびこれらの付属品、自転車・雪上オートバイ・ゴーカート・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィンおよびこれらの付属品、無人機(ドローン)・ラジコン模型およびこれらの付属品、携帯電話・スマートフォン・PHS・ポケットベル・ポータブルナビゲーション・モバイル Wi-Fi ルーター・ワイヤレスイヤホン等の携帯式通信機器・パソコン・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、眼鏡、サングラス、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢、動物、植物、株券、有価証券(乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、釣竿・竿掛け・竿袋・リール・釣具入れ・クーラー・びく・たも網・救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された漁具、証書(運転免許証およびパスポートを含みます。)、帳簿・稿本(本などの原稿)・設計書・図案・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勳章・き章・免許状その他これらに類する物(印章は補償の対象となります。)、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ

など

補償対象外となる主な「生活用動産」

船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機・自動車・原動機付自転車およびこれらの付属品、自転車・雪上オートバイ・ゴーカート・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィンおよびこれらの付属品、無人機(ドローン)・ラジコン模型およびこれらの付属品、携帯電話・スマートフォン・PHS・ポケットベル・ポータブルナビゲーション・モバイル Wi-Fi ルーター・ワイヤレスイヤホン等の携帯式通信機器・パソコン・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、眼鏡、サングラス、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢、動物、植物、株券、有価証券(乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、証書(運転免許証およびパスポートを含みます。)、帳簿・稿本(本などの原稿)・設計書・図案・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勳章・き章・免許状その他これらに類する物(印章は補償の対象となります。)、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ

など

(注)次に掲げる物のうち被保険者が所有するものは、被保険者が建物の所有者である場合は補償対象外となります。

① 畳または建具類

② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加した物

③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加した物

補償対象外となる主な「受託物」

日本国外で受託した物、通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻、美術品、自動車(被牽(けん)引車を含みます。)、原動機付自転車・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、前記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物(畳、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。)、門、塀・垣、物置、車庫その他の付属建物

など

特約の説明

ご加入いただくプランによっては、下表の特約がセットされます(「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は全プランに自動セットされます)。対象となる特約については、お渡しするパンフレットでご確認ください。

※印を付した用語については、別記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

セットする特約	特約の説明										
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。										
就業中の傷害危険対象外特約	職業または職務に従事している間のケガ※に対しては、傷害保険金をお支払いしません。通常の通勤途上はお支払いの対象となります。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">同様の取扱いとなる保険金</th></tr> <tr> <td>・傷害入院時一時金</td><td>・傷害退院時一時金</td></tr> <tr> <td>・傷害長期入院時保険金</td><td>・傷害集中治療室等利用時一時保険金</td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">家族型への変更に関する特約または夫婦型への変更に関する特約をセットする場合</th></tr> <tr> <td colspan="2">本人(*)が職業または職務に従事している間のケガに対して傷害保険金をお支払いしません。 (*)「本人」とは、加入者証等に記載された被保険者をいいます。</td></tr> </table>	同様の取扱いとなる保険金		・傷害入院時一時金	・傷害退院時一時金	・傷害長期入院時保険金	・傷害集中治療室等利用時一時保険金	家族型への変更に関する特約または夫婦型への変更に関する特約をセットする場合		本人(*)が職業または職務に従事している間のケガに対して傷害保険金をお支払いしません。 (*)「本人」とは、加入者証等に記載された被保険者をいいます。	
同様の取扱いとなる保険金											
・傷害入院時一時金	・傷害退院時一時金										
・傷害長期入院時保険金	・傷害集中治療室等利用時一時保険金										
家族型への変更に関する特約または夫婦型への変更に関する特約をセットする場合											
本人(*)が職業または職務に従事している間のケガに対して傷害保険金をお支払いしません。 (*)「本人」とは、加入者証等に記載された被保険者をいいます。											
就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約	次に掲げるケガ※に限り、傷害保険金をお支払いします。 ① ②以外の場合 被保険者(*)が職業または職務に従事している間(通常の通勤途上を含みます。)のケガ ② 被保険者が企業等の役員または事業主である場合 次のアまたはイのいずれかに該当する間のケガ ア. 企業等の役員または事業主としての職務に従事している間(通常の通勤途上を含みます。)で、かつ、次のいずれかに該当する間 ・企業等の就業規則等に定められた正規の就業時間中(被保険者の休暇中を除きます。) ・企業等の施設内にいる間および企業等の施設と企業等の他の施設との間を合理的な経路および方法により往復する間 ・取引先との契約、会議(会食を主な目的とするものを除きます。)等のために、取引先の施設内にいる間および取引先の施設と住居または企業等との間を合理的な経路および方法により往復する間 イ. 被保険者に対し労災保険法等(*)による給付が決定されるケガが発生した場合の職務従事中および通勤中 (*)1) 家族型への変更に関する特約または夫婦型への変更に関する特約をセットする場合は、上記の「被保険者」とは、加入者証等に記載された被保険者をいいます。 (*)2) 日本国の労働災害補償法令をいいます。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">同様の取扱いとなる保険金</th></tr> <tr> <td>・傷害入院時一時金</td><td>・傷害退院時一時金</td></tr> <tr> <td>・傷害長期入院時保険金</td><td>・傷害集中治療室等利用時一時保険金</td></tr> </table>	同様の取扱いとなる保険金		・傷害入院時一時金	・傷害退院時一時金	・傷害長期入院時保険金	・傷害集中治療室等利用時一時保険金				
同様の取扱いとなる保険金											
・傷害入院時一時金	・傷害退院時一時金										
・傷害長期入院時保険金	・傷害集中治療室等利用時一時保険金										
交通事故危険増額支払(保険金額別建用)特約	交通事故※によるケガ※のとき、傷害保険金の額に、加入者証等記載のこの特約の保険金額を加算してお支払いします。 (注1) 次のケガに対しては保険金を増額してお支払いしません。 ● 交通乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ ● 職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ、および交通乗用具の修理、点検、整備または清掃作業中のケガ ● 職務または実習のための船舶搭乗中のケガ ● グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中のケガ ● 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間またはその航空機に職務として搭乗している間のケガ など (注2) ご加入されたご契約に傷害保険金を2倍、増額または追加して支払う他の特約がセットされている場合は、この特約により支払われる保険金は、他の特約がないものとして算出した額とします。										
傷害死亡保険金対象外特約	傷害死亡保険金をお支払いしません。										
傷害後遺障害保険金対象外特約	傷害後遺障害保険金をお支払いしません。										
傷害入院保険金および傷害通院保険金の7日間2倍支払特約	傷害入院保険金または傷害通院保険金をお支払いする場合に該当した期間の入院※または通院※の最初の7日間に対して、傷害入院保険金または傷害通院保険金の2倍の額をお支払いします。 (注1) 1回の事故で入院、通院の両方がある場合には、合計で7日間までが2倍支払いの対象となります。なお、傷害入院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガ※をされた場合でも、2倍のお支払いをする日数は最初の傷害入院保険金をお支払いする場合に該当した日から起算します。 (注2) ご加入されたご契約に傷害入院保険金または傷害通院保険金を2倍、増額または追加して支払う他の特約がセットされている場合は、この特約により支払われる保険金は、他の特約がないものとして算出した額とします。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">同様の取扱いとなる保険金</th></tr> <tr> <td>・特定感染症による入院保険金</td><td></td></tr> <tr> <td>・特定感染症による通院保険金</td><td></td></tr> </table>	同様の取扱いとなる保険金		・特定感染症による入院保険金		・特定感染症による通院保険金					
同様の取扱いとなる保険金											
・特定感染症による入院保険金											
・特定感染症による通院保険金											

セットする特約	特約の説明								
第三者の加害行為による保険金2倍支払特約	第三者からの故意による加害行為^(※1)やひき逃げ事故^(※2)でケガ[※]をされたとき、傷害保険金を2倍にしてお支払いします。 (注)ご加入されたご契約に傷害保険金を2倍、増額または追加して支払う他の特約がセットされている場合は、この特約により支払われる保険金は、他の特約がないものとして算出した額とします。 (※1)警察に届出があった場合に限りです。 (※2)事故の発生の日からその日を含めて60日経過後も加害者を特定できないひき逃げ事故に限りです。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">同様の取扱いとなる保険金</th></tr> <tr> <td>・傷害入院時一時金</td><td>・傷害退院時一時金</td></tr> <tr> <td>・傷害長期入院時保険金</td><td>・傷害集中治療室等利用時一時保険金</td></tr> </table>	同様の取扱いとなる保険金		・傷害入院時一時金	・傷害退院時一時金	・傷害長期入院時保険金	・傷害集中治療室等利用時一時保険金		
同様の取扱いとなる保険金									
・傷害入院時一時金	・傷害退院時一時金								
・傷害長期入院時保険金	・傷害集中治療室等利用時一時保険金								
顔面、頭部、頸(けい)部傷害による傷害入院保険金および傷害通院保険金2倍支払特約	傷害入院保険金または傷害通院保険金が支払われるときにおいて、顔面、頭部または頸(けい)部にケガ[※]を被り、その部分の治療[※]について切開、縫合、補てつ[※]などの外科手術または歯科手術を受けたときは、その治療期間に対して、傷害入院保険金または傷害通院保険金を2倍にしてお支払いします。 (注)ご加入されたご契約に傷害入院保険金および傷害通院保険金を2倍、増額または追加して支払う他の特約がセットされている場合は、この特約により支払われる保険金は、他の特約がないものとして算出した額とします。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">同様の取扱いとなる保険金</th></tr> <tr> <td>・傷害入院時一時金</td><td>・傷害退院時一時金</td></tr> <tr> <td>・傷害長期入院時保険金</td><td>・傷害集中治療室等利用時一時保険金</td></tr> </table>	同様の取扱いとなる保険金		・傷害入院時一時金	・傷害退院時一時金	・傷害長期入院時保険金	・傷害集中治療室等利用時一時保険金		
同様の取扱いとなる保険金									
・傷害入院時一時金	・傷害退院時一時金								
・傷害長期入院時保険金	・傷害集中治療室等利用時一時保険金								
傷害後遺障害等級第1～7級限定補償特約	後遺障害等級第1～14級のうち第1～7級に掲げる保険金支払割合(42%～100%)を適用すべき後遺障害 [※] が発生した場合のみ、傷害後遺障害保険金をお支払いします。								
熱中症危険補償特約	保険期間中の急激かつ外来による日射または熱射により被った身体の障害についても、傷害保険金をお支払いします。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">同様の取扱いとなる保険金</th></tr> <tr> <td colspan="2">・傷害集中治療室等利用時一時保険金</td></tr> </table>	同様の取扱いとなる保険金		・傷害集中治療室等利用時一時保険金					
同様の取扱いとなる保険金									
・傷害集中治療室等利用時一時保険金									
食中毒補償特約	細菌性食中毒およびウイルス性食中毒により被った身体の障害についても、傷害保険金をお支払いします。ただし、傷害死亡保険金については、約款所定の特定の時間帯または特定の場所にいる間(就業中(通勤途上を含みます。)、学校等の管理下中、旅行中(日帰りの国内旅行は含みません。)、団体の管理下中、行事参加中、施設内入場中等)において細菌性食中毒またはウイルス性食中毒の原因となった食物を摂取した場合に限りお支払いします。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">同様の取扱いとなる保険金</th></tr> <tr> <td colspan="2">・傷害集中治療室等利用時一時保険金</td></tr> </table>	同様の取扱いとなる保険金		・傷害集中治療室等利用時一時保険金					
同様の取扱いとなる保険金									
・傷害集中治療室等利用時一時保険金									
天災危険補償特約	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ[※]のときも、傷害保険金をお支払いします。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">同様の取扱いとなる保険金</th></tr> <tr> <td>・傷害入院時一時金</td><td>・傷害退院時一時金</td></tr> <tr> <td>・傷害集中治療室等利用時一時保険金</td><td>・先進医療費用保険金</td></tr> <tr> <td>・CT・MRI検査一時金</td><td>・セカンドオピニオン費用保険金</td></tr> </table>	同様の取扱いとなる保険金		・傷害入院時一時金	・傷害退院時一時金	・傷害集中治療室等利用時一時保険金	・先進医療費用保険金	・CT・MRI検査一時金	・セカンドオピニオン費用保険金
同様の取扱いとなる保険金									
・傷害入院時一時金	・傷害退院時一時金								
・傷害集中治療室等利用時一時保険金	・先進医療費用保険金								
・CT・MRI検査一時金	・セカンドオピニオン費用保険金								
成人病2倍支払特約	被保険者の病気[※]が特約記載の成人病(がん[※]、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患のうち、特約記載の病気をいいます。)であるとき、その治療[※]を目的とする入院[※]および通院[※]の期間ならびに手術[※]および放射線治療[※]に対して、疾病保険金を2倍にしてお支払いします。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">同様の取扱いとなる保険金</th></tr> <tr> <td>・疾病入院時一時金</td><td>・疾病退院時一時金</td></tr> <tr> <td>・疾病長期入院時保険金</td><td>・疾病集中治療室等利用時一時保険金</td></tr> </table>	同様の取扱いとなる保険金		・疾病入院時一時金	・疾病退院時一時金	・疾病長期入院時保険金	・疾病集中治療室等利用時一時保険金		
同様の取扱いとなる保険金									
・疾病入院時一時金	・疾病退院時一時金								
・疾病長期入院時保険金	・疾病集中治療室等利用時一時保険金								
成人病のみ補償特約	特約記載の成人病(がん[※]、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患のうち特約記載の病気をいいます。)の治療[※]を目的とした入院[※]および通院[※]の期間ならびに手術[※]および放射線治療[※]に限り、疾病保険金をお支払いします。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">同様の取扱いとなる保険金</th></tr> <tr> <td>・疾病入院時一時金</td><td>・疾病退院時一時金</td></tr> <tr> <td>・疾病長期入院時保険金</td><td>・疾病集中治療室等利用時一時保険金</td></tr> </table>	同様の取扱いとなる保険金		・疾病入院時一時金	・疾病退院時一時金	・疾病長期入院時保険金	・疾病集中治療室等利用時一時保険金		
同様の取扱いとなる保険金									
・疾病入院時一時金	・疾病退院時一時金								
・疾病長期入院時保険金	・疾病集中治療室等利用時一時保険金								
女性特定疾病2倍支払特約	被保険者の病気[※]が特約記載の女性特定疾病[※]であるとき、その治療[※]を目的とする入院[※]および通院[※]の期間ならびに手術[※]および放射線治療[※]に対して、疾病保険金を2倍にしてお支払いします。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">同様の取扱いとなる保険金</th></tr> <tr> <td>・疾病入院時一時金</td><td>・疾病退院時一時金</td></tr> <tr> <td>・疾病長期入院時保険金</td><td>・疾病集中治療室等利用時一時保険金</td></tr> </table>	同様の取扱いとなる保険金		・疾病入院時一時金	・疾病退院時一時金	・疾病長期入院時保険金	・疾病集中治療室等利用時一時保険金		
同様の取扱いとなる保険金									
・疾病入院時一時金	・疾病退院時一時金								
・疾病長期入院時保険金	・疾病集中治療室等利用時一時保険金								
女性特定疾病のみ補償特約	特約記載の女性特定疾病[※]の治療[※]を目的とした入院[※]および通院[※]の期間ならびに手術[※]および放射線治療[※]に限り、疾病保険金をお支払いします。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">同様の取扱いとなる保険金</th></tr> <tr> <td>・疾病入院時一時金</td><td>・疾病退院時一時金</td></tr> <tr> <td>・疾病長期入院時保険金</td><td>・疾病集中治療室等利用時一時保険金</td></tr> </table>	同様の取扱いとなる保険金		・疾病入院時一時金	・疾病退院時一時金	・疾病長期入院時保険金	・疾病集中治療室等利用時一時保険金		
同様の取扱いとなる保険金									
・疾病入院時一時金	・疾病退院時一時金								
・疾病長期入院時保険金	・疾病集中治療室等利用時一時保険金								

セットする特約	特約の説明						
がん2倍支払特約	被保険者の病気※が特約記載のがん※であるとき、その治療※を目的とする入院※および通院※の期間ならびに手術※および放射線治療※に対して、疾病保険金を2倍にお支払いします。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">同様の取扱いとなる保険金</th></tr> <tr> <td>・疾病入院時一時金</td><td>・疾病退院時一時金</td></tr> <tr> <td>・疾病長期入院時保険金</td><td>・疾病集中治療室等利用時一時保険金</td></tr> </table>	同様の取扱いとなる保険金		・疾病入院時一時金	・疾病退院時一時金	・疾病長期入院時保険金	・疾病集中治療室等利用時一時保険金
同様の取扱いとなる保険金							
・疾病入院時一時金	・疾病退院時一時金						
・疾病長期入院時保険金	・疾病集中治療室等利用時一時保険金						
がんのみ補償特約	特約記載のがん※の治療※を目的とした入院※および通院※の期間ならびに手術※および放射線治療※に限り、疾病保険金をお支払いします。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">同様の取扱いとなる保険金</th></tr> <tr> <td>・疾病入院時一時金</td><td>・疾病退院時一時金</td></tr> <tr> <td>・疾病長期入院時保険金</td><td>・疾病集中治療室等利用時一時保険金</td></tr> </table>	同様の取扱いとなる保険金		・疾病入院時一時金	・疾病退院時一時金	・疾病長期入院時保険金	・疾病集中治療室等利用時一時保険金
同様の取扱いとなる保険金							
・疾病入院時一時金	・疾病退院時一時金						
・疾病長期入院時保険金	・疾病集中治療室等利用時一時保険金						
三大疾病2倍支払特約	被保険者の病気※が特約記載の三大疾病(がん※、急性心筋梗塞、脳卒中のうち、特約記載の病気をいいます。)であるとき、その治療※を目的とする入院※および通院※の期間ならびに手術※および放射線治療※に対して、疾病保険金を2倍にお支払いします。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">同様の取扱いとなる保険金</th></tr> <tr> <td>・疾病入院時一時金</td><td>・疾病退院時一時金</td></tr> <tr> <td>・疾病長期入院時保険金</td><td>・疾病集中治療室等利用時一時保険金</td></tr> </table>	同様の取扱いとなる保険金		・疾病入院時一時金	・疾病退院時一時金	・疾病長期入院時保険金	・疾病集中治療室等利用時一時保険金
同様の取扱いとなる保険金							
・疾病入院時一時金	・疾病退院時一時金						
・疾病長期入院時保険金	・疾病集中治療室等利用時一時保険金						
三大疾病のみ補償特約	特約記載の三大疾病(がん※、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます。)の治療※を目的とした入院※および通院※の期間ならびに手術※および放射線治療※に限り、疾病保険金をお支払いします。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">同様の取扱いとなる保険金</th></tr> <tr> <td>・疾病入院時一時金</td><td>・疾病退院時一時金</td></tr> <tr> <td>・疾病長期入院時保険金</td><td>・疾病集中治療室等利用時一時保険金</td></tr> </table>	同様の取扱いとなる保険金		・疾病入院時一時金	・疾病退院時一時金	・疾病長期入院時保険金	・疾病集中治療室等利用時一時保険金
同様の取扱いとなる保険金							
・疾病入院時一時金	・疾病退院時一時金						
・疾病長期入院時保険金	・疾病集中治療室等利用時一時保険金						
疾病手術保険金等支払倍率変更特約	疾病手術保険金について、入院※中に受けた手術※の場合のお支払額を、[疾病入院保険金日額]×20に変更します。						
天災危険補償特約(所得補償特約用)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ※による就業不能※の場合も、所得補償保険金をお支払いします。						
家族型への変更に関する特約	被保険者の範囲を、「契約概要のご説明」の「被保険者の範囲」に記載のとおり変更します。						
夫婦型への変更に関する特約							

●柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数および就業不能期間の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

※印の用語のご説明

用語	説明	
あ		
アルバトロス	ホールインワン※以外で、各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でカップインすることをいいます。	
医学上因果関係がある病気	医学上重要な関係にある一連の病気※をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。	
医学的他覚所見のないもの	被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。	
医師	被保険者以外の医師をいいます。	
	特約名称	特約固有の「医師」の範囲
	救援者費用等補償特約	救援対象者※以外の医師
	葬祭費用補償特約	補償対象者以外の医師
	特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約	補償対象者および被保険者以外の医師
	介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師
	親介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師
	親の介護による休業補償特約	保険契約者、被保険者、介護対象者※または保険金を受け取るべき方以外の医師
1回の疾病入院	疾病入院の退院日の翌日(*)からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気※(これと医学上因果関係がある病気※を含みます。))によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。 (*)疾病入院時一時金、疾病退院時一時金、疾病長期入院時保険金においては、「退院日の翌日」を「退院日」と読み替えます。	
飲酒運転	道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。	
オンライン診療	医師と患者の間において、情報通信機器を通して患者の診察および診断を行い、診断結果の伝達、処方等の診療行為をリアルタイムにより行うことをいいます。ただし、リアルタイムの視覚および聴覚の情報を含む情報通信手段による場合に限りません。なお、電話診療は含みません。	
か		
介護対象者	親の介護による休業補償特約の介護対象者として加入者証等に記載された者をいいます。	
介護による休業	要介護状態(要介護3以上 ^{(*)1})の状態※である介護対象者※を介護することを目的として、被保険者が取得する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成30年法律第76号)第11条に定める休業 ^{(*)2} をいいます。 (*)1)要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護による休業補償特約用)がセットされている場合、「要介護状態(要介護3以上の状態)」を「要介護状態(要介護2以上の状態)※」と読み替えます。 (*)2)これに準ずる就業規則等に基づく休業を含みます。なお、介護対象者が要介護状態(要介護3以上 ^{(*)1})の状態となる前の期間および就業規則等に定められた休業期間以外の期間は含みません。	
がん	特約に定めるがん(悪性新生物)をいい、上皮内新生物を含みます。 抗がん剤治療特約においては、上皮内新生物を含みません。	
ギプス等	ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース(下腿骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限りません。)、線副子等(上下顎を一体的に固定した場合に限りません。))およびハローベストをいいます。	
キャンセル費用	サービスの提供を受けられない場合にかかる取消料、違約金等、そのサービスに係る契約に基づき、払戻しを受けられない費用または支払を要する費用で、被保険者に対して提供されるサービスに係る費用に限りません。ただし、被保険者がサービスの提供を受けられなくなった場合において、被保険者に同行する被保険者の配偶者※もサービスの提供を受けられなくなったときは、配偶者に対して提供されるサービスに係る費用も含むものとします。	
救援者	救援対象者※の捜索、救助、移送、看護または事故処理を行うために現地へ赴く救援対象者の親族※(これらの方の代理人を含みます。))をいいます。	
救援対象者	普通保険約款における被保険者をいいます。	
競技等	競技、競争、興行(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。	
	試運転に訓練を含む特約(ただし、自動車等※の運転資格を取得するための訓練は含みません。)	
	・交通事故危険のみ補償特約	
	・交通事故危険増額支払(保険金額別建用)特約	
	(*)いずれもそのための練習を含みます。	
行政書士が行う相談	行政書士法第1条の3(業務)第1項第4号に規定する相談をいいます。	
頸(けい)部症候群	いわゆる「むちうち症」をいいます。	

ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状 ^(※1) を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。 ① 細菌性食中毒 ^(※2) ② ウイルス性食中毒 ^(※2) (※1)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。 (※2)食中毒補償特約がセットされている場合は、お支払いの対象となります。ただし、傷害死亡保険金については、約款所定の条件に該当した特定の時間帯または特定の場所にいる間(就業中(通勤途上を含みます。)、学校等の管理下中、旅行中(日帰りの国内旅行は含みません。)、団体の管理下中、行事参加中、施設内入場中等)において細菌性食中毒またはウイルス性食中毒の原因となった食物を摂取した場合に限り傷害保険金をお支払いします。
後遺障害	治療 [※] の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの [※] を除きます。
交通事故	次の事故をいいます。 ① 運行中の交通乗用具 [※] との衝突、接触等 ^(※) ② 運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等 ^(※) ③ 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置またはその装置のある室内に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故(異常かつ危険な方法で搭乗している場合は含みません。) ④ 乗客として交通乗用具の改札口を入れてから改札口を出るまでの間の急激かつ偶然な外来の事故 ⑤ 道路通行中の、工作用自動車との衝突、接触等または工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故 ^(※) (ただし、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車に限りします。) ⑥ 交通乗用具の火災 (※)立入禁止の工事現場内、建設現場内、レーシング場のサーキット内、鉄道敷地内等で、かつ、一般には開放されていない状況にある場所で発生した事故は除きます。
交通乗用具	電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車(一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車をいいます。)、自転車、航空機、ヨット、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、エレベーター等、特約に定められたものをいいます。
公的介護保険制度	介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。
誤嚥(えん)	食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入することをいいます。
骨髄採取手術	組織の機能に障害がある方に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合は含みません。
ゴルフ場	ホールインワン・アルパトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)においては、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための有料の施設で、9ホール以上を有するものをいいます。

さ									
再調達価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。								
自転車	ペダルまたはハンド・クラックを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車(レールにより運転する車、身体障害者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を含みません。)およびその付属品(積載物を含みます。)をいいます。								
自転車事故	次の事故をいいます。 ① 自転車 [※] に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故 ② 運行中の自転車との衝突、接触								
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。								
支払限度日数	支払対象期間 [※] 内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。 <table><tr><td colspan="4">適用される保険金の名称</td></tr><tr><td>・傷害入院保険金</td><td>・傷害通院保険金</td><td>・疾病入院保険金</td><td>・疾病通院保険金</td></tr></table>	適用される保険金の名称				・傷害入院保険金	・傷害通院保険金	・疾病入院保険金	・疾病通院保険金
適用される保険金の名称									
・傷害入院保険金	・傷害通院保険金	・疾病入院保険金	・疾病通院保険金						
支払対象期間	支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院 [※] が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。 <table><tr><td colspan="4">適用される保険金の名称</td></tr><tr><td>・傷害入院保険金</td><td>・傷害通院保険金</td><td>・疾病入院保険金</td><td>・疾病通院保険金</td></tr></table>	適用される保険金の名称				・傷害入院保険金	・傷害通院保険金	・疾病入院保険金	・疾病通院保険金
適用される保険金の名称									
・傷害入院保険金	・傷害通院保険金	・疾病入院保険金	・疾病通院保険金						
司法書士が行う相談	司法書士法第3条(業務)第1項第5号および同項第7号に規定する相談をいいます。								
就業不能	ケガ [※] または病気 [※] を被り、入院 [※] していることまたは治療 [※] を受けている(就業不能の原因が骨髄採取手術 [※] の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している)ことにより、加入者証等記載の業務に全く従事できない状態をいいます。なお、ケガまたは病気によって死亡された後、あるいはケガまたは病気が治癒した後は就業不能とはいいません。								
就業不能期間	てん補期間 [※] 内における被保険者の就業不能 [※] の日数(就業不能の原因が骨髄採取手術 [※] の場合は、就業不能の日数に4日を加えた日数)をいいます。								
集中治療室管理等	次のいずれにも該当する診療行為をいいます。 ① 厚生労働省告示に定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長または地方厚生支局長に届け出た病院において、内科系、外科系を問わず、呼吸、循環、代謝その他の重篤な急性機能不全の患者に対して、医師 [※] の必要と認める治療看護を強力かつ集中的に行う診療行為 ② 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表において、次のいずれかの算定対象となる診療行為 ^(※1) ア. 救命救急入院料 イ. 集中治療室管理料 ^(※2) (※1)診療行為には、歯科診療報酬点数表に列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 (※2)集中治療室管理料とは、医科診療報酬点数表において列挙されている診療行為の名称中に「集中治療室管理料」を含むものをいいます。								

修理費用	借用住宅を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。
手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為 ^(※1) 。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。また疾病手術保険金補償については鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜)を除きます。 ② 先進医療 [※] に該当する診療行為 ^(※2) (※1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。 (※2)②の診療行為は、治療 [※] を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
乗用具	自動車等 [※] 、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
女性特定疾病	次の病気をいいます。 一部の中皮腫・カポジ肉腫などを除くがん [※] 、乳房・子宮・卵巣・腎尿路・甲状腺など特定部位の良性新生物、栄養性貧血など特定の貧血、紫斑病、血小板減少症、甲状腺障害、クッシング症候群・卵巣機能障害などの特定の内分泌腺障害、慢性リウマチ性心疾患、外陰静脈瘤、低血圧(症)、乳房切除後リンパ浮腫症候群、胆石症・胆のう炎など特定の胆のうの病気、関節リウマチ、全身性結合組織障害、ネフローゼ症候群・慢性腎不全など特定の腎臓・尿道の病気、乳房の障害、女性骨盤臓器の炎症性疾患、女性生殖器官の非炎症性障害、帝王切開などを除く妊娠・分娩・産じょにかかわる病気 など特約記載の病気
所定の部位	次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。 ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱 ・長管骨に接続する3大関節部分(肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。) ・肋骨または胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部を固定した場合に限ります。 ・顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限ります。
所得補償保険金の免責期間	就業不能 [※] 開始から起算して、継続して就業不能である一定の期間(加入者証等記載の日数)をいいます。この期間は保険金支払いの対象となりません。ただし、骨髄採取手術 [※] による就業不能の場合には免責期間を適用しません。
親族	6親等内の血族、配偶者 [※] および3親等内の姻族をいいます。
診断確定	医師 [※] による病理組織学的所見 ^(※1) によってなされたものをいいます。 (注)病理組織学的検査 ^(※2) が行われない場合には、病理組織学的検査 ^(※2) が行われなかった理由が明らかであり、その他の所見 ^(※3) による診断確定の根拠が合理的であると認められるときに限り、その他の所見 ^(※3) による診断確定も認めることがあります。 (※1)病理組織学的所見とは、生検等をいいます。 (※2)病理組織学的検査とは、生検等をいいます。 (※3)その他の所見とは、細胞学的検査、臨床検査等により認められる異常所見をいいます。
清掃代行サービス業者	家庭の掃除を行うことを事業とする者をいいます。
先進医療	手術 [※] (疾病補償特約をセットする場合は手術または放射線治療 [※])を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
その他の変乱	外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。

た	
治療	医師 [※] が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診、訪問診療もしくはオンライン診療 [※] により、治療 [※] を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領、医療相談等のためのものまたは医師等による受診勧奨は含みません。
定期所得	賞与を除いた金額とします。なお、賞与とは、名称のいかんを問わず、臨時に支払われるものおよび3か月を超える期間ごとに支払われるものをいいます。
溺水	水を吸引したことによる窒息をいいます。
てん補期間	所得補償保険金または介護による休業保険金の免責期間 [※] 終了日の翌日から起算する一定の期間(加入者証等記載の期間をいいます。)をいいます。ただし、所得補償保険金の保険金額を個別に設定した複数のてん補期間を設けた契約の2番目以降のてん補期間については、その直前のてん補期間の終了日の翌日から起算するものとします。
てん補期間内介護による休業期間	てん補期間 [※] 内における介護による休業 [※] の期間(月数)をいい、次の場合を含みません。 ① 介護対象者 [※] が要介護状態(要介護3以上 ^(※1))の状態 [※] に該当しなくなった場合 ② 被保険者が離職 ^(※2) した場合 (※1)要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護による休業補償特約用)がセットされている場合、「要介護状態(要介護3以上の状態)」を「要介護状態(要介護2以上の状態) [※] 」と読み替えます。 (※2)勤務先の関与する子会社、関連会社その他関係先への転籍を除きます。
同伴キャディ	被保険者がホールインワン [※] またはアルバトロス [※] を達成したゴルフ場 [※] に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者としてホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に使用していたキャディをいいます。
同伴競技者	被保険者がホールインワン [※] またはアルバトロス [※] を達成した時に、被保険者と同一組で競技していた方をいいます。
特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。 ① 一類感染症 ② 二類感染症 ③ 三類感染症 ④ 指定感染症 ^(※) (※)指定感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。

な		
入院	自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。	
入院対象者	普通保険約款における被保険者をいいます。	
	家族型への変更に関する特約または夫婦型への変更に関する特約をセットする場合	
	加入者証等記載の本人欄に記載された方をいいます。	
は		
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。	
賠償義務者	被保険者に発生した被害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。	
発病	医師※が診断(*)した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。 (*)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。	
病気	被保険者が被ったケガ※以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。	
フランチャイズ期間	加入者証等記載の期間をいい、要介護状態がこの期間を超えて継続しなかった場合、お支払いの対象となりません。	
平均月間所得額	所得補償保険金の免責期間※が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により調整を行います。	
平均月間定期所得額	免責期間※が始まる直前12か月における被保険者の定期所得※の平均月間額をいいます。就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により調整を行います。	
ベビーシッター	子守等の子供の世話をを行うことを職業とする者をいいます。	
弁護士費用等	損害賠償に関する争訟についての次のいずれかに該当する費用をいい、法律相談費用※を除きます。ただし、保険金請求権者が、これらの費用を支出する際の手続き等を行うことによって得られなくなった収入は対象となりません。 ① あらかじめ引受保険会社の承認を得て保険金請求権者が委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬(*)1)、司法書士報酬(*)1)または行政書士報酬(*)2) ② 訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要した費用およびその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用 (※1)弁護士または司法書士に委任した事件の対象に基づき算定される着手金・手数料、および委任によって確保された利益に基づき算定される報酬金をいいます。 (※2)書類の作成および書類の提出手続きの代理の対価として算定される金額をいいます。	
放射線治療	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 ② 先進医療※に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (注)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。	
法律相談	次のいずれかに該当する行為をいい、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的にその資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当であると認められる行為を含みます。なお、訴訟事件、非訟事件、行政庁に対する不服申立事件に関する行為(*)、書面による鑑定、法律関係の調査、書類作成および法律事務の執行等は含まないものとします。 ① 弁護士が行う法律相談 ② 司法書士が行う相談※ ③ 行政書士が行う相談※ (※)審査請求、異議申立て、再審査請求等をいいます。	
法律相談費用	法律相談※の対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。なお、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料および日当は含みません。	
ホームヘルパー	炊事・掃除・洗濯等の世話をを行うことを職業とする者をいいます。	
ホールインワン	各ホールの第1打が直接カップインすることをいいます。	
保険価額	保険の対象に損害が発生した地および時における保険の対象の価額をいいます。	
補てつ	冠、さし歯、入れ歯などの歯科手術をいいます。	
ま		
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。	
免責期間	支払いの対象とならない期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。	
	適用される保険金の名称	
	・傷害入院時一時金 ・疾病入院時一時金 ・介護による休業補償保険金	
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。	
目撃	被保険者が打ったボールがホールにカップインしたことを、その場で確認することをいいます。例えば、ショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視せずに、達成後にボールがカップインした状態のみ目視した場合は該当しません。	

や	
要介護状態（要介護3以上の状態）	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ①公的介護保険制度※の第1号被保険者（65才以上） 要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態 ②公的介護保険制度の第2号被保険者（40才以上65才未満） 要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病（初老期における認知症等の16疾病）に該当しない場合は、要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。 ③公的介護保険制度の被保険者以外（40才未満） 要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態
要介護状態（要介護2以上の状態）	次のいずれかに該当する状態をいいます。 ①公的介護保険制度※の第1号被保険者（65才以上） 要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態 ②公的介護保険制度の第2号被保険者（40才以上65才未満） 要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病（初老期における認知症等の16疾病）に該当しない場合は、要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。 ③公的介護保険制度の被保険者以外（40才未満） 要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態

ご注意事項（必ずお読みください）

ご加入にあたっての注意事項

- この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- 経営破綻した場合等の保険契約者の保護について
 - ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
 - ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。
- 【病気の補償】
保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。
- 【ケガの補償】
保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
- 【上記以外の補償】
保険金、解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問合わせください。
- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。
損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- 税法上の取扱い（2025年4月現在）
払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。
（注1）傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。特に、「ケガのみ」のセットの場合、保険料控除の対象となる保険料はありませんので、ご注意ください。
（注2）なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

保険金をお支払いする場合に該当したときの手續

- 保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡
保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
 - 保険金のご請求時にご提出いただく書類
被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
【ご提出いただく書類】 以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの
 - 引受保険会社所定の保険金請求書 ○公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書 ○引受保険会社所定の同意書
 - 死亡診断書 ○事故原因・損害状況に関する資料 ○引受保険会社所定の診断書
 - 診療状況申告書 ○損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
 - 他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
 - 被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、戸籍謄本 等）
 - 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
 - 休業・所得証明書 ○所得を証明する書類（源泉徴収票、確定申告書 等）
- 事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。
- 代理請求人について
高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいなかった場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。
 - （注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」
②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」
 - （*）法律上の配偶者に限ります。

●保険金支払いの履行期

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(※1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^(※2)を終えて保険金をお支払いします。^(※3)

- (※1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
- (※2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- (※3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

[賠償責任を補償するプランにご加入の場合]

- 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出により、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。なお、示談交渉をお引受けした場合でも、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金をお支払いする場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

次の場合には、引受保険会社は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。

なお、その場合でも、円満な解決に向けたご相談に応じます。

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

また、契約の安定的な運用のために、加入者の保険金請求状況や病名(センシティブ情報)を含む事故情報等を保険契約者、代理店・扱者に提供することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)または引受保険会社のホームページをご覧ください。

このパンフレット別冊は、団体総合生活補償保険の概要を説明したものです。ご加入の内容は、団体総合生活補償保険普通保険約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

健康状況告知書ご記入のご案内（必ずお読みください）

以下の注意点をお読みいただき、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

○継続加入の場合で、保険責任を加重^(*)することなく継続いただく場合には、あらためて健康に関する告知をいただく必要はありません。

(*)保険金額の増額、支払限度日数の延長、免責期間の短縮、てん補期間の延長等、疾病に関する補償を拡大することをいいます。

1. 健康に関する告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者（補償の対象者）ご自身（WEBでお申込みいただく場合はお申込人）が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。

（注）告知時における年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がご回答ください。

特約の名称	特約固有の取扱い
親介護一時金支払特約親介護	・基本補償部分の被保険者（子）が特約被保険者（親）を代理してご回答（ご記入・ご署名）ください。告知にあたっては、特約被保険者（親）について、ご存知の内容に基づきご回答いただくのではなく、のご案内および「健康状況告知書質問事項」を特約被保険者（親）にご説明のうえ、質問事項に対するご回答をご記入ください。 ・特約被保険者への確認方法についても「確認方法」欄にご記入ください。
親の介護による休業補償特約	・基本補償部分の被保険者（子）がご回答（ご記入・ご署名）ください。告知にあたっては、介護対象者（親）について、ご存知の内容に基づきご回答いただくのではなく、のご案内および「健康状況告知書質問事項」を介護対象者（親）にご説明のうえ、質問事項に対するご回答をご記入ください。 ・介護対象者への確認方法についても「確認方法」欄にご記入ください。

2. 正しく告知されなかった場合のお取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. 書面によるご回答のお願い

- ・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- ・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

4. 健康に関する告知が必要な方

- ・「疾病補償」または「本人介護補償」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。
- ・健康に関する告知をされる方におかれましては、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答いただきますようお願いいたします。ご回答いただく質問事項は以下のとおりです。

ご加入後の補償内容（○：あり、×：なし）		回答が必要な質問事項（○：回答要、×：回答不要）		
疾病補償	本人介護補償	質問1	質問2	質問3
○	○	○	○	○
○	×	○	○	×
×	○	×	×	○
×	×	健康に関する告知は不要です		

- ・「親介護補償」「親の介護による休業補償」に新たにお申込みいただく方、補償内容を拡大するご加入内容のご変更を行う方は、別途親介護一時金・休業専用の告知をいただく必要があります。

- ・「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、以下の疾病に関する補償にはご加入いただけません。

項目名	特約の名称
疾病補償	疾病補償特約
	がん診断保険金補償（待機期間不設定型）特約
	三大疾病診断保険金補償（待機期間不設定型）特約
	疾病入院時一時金補償特約
	疾病退院時一時金補償特約
	疾病長期入院時保険金補償（90日ごと用）特約
	疾病による集中治療室等利用時一時保険金補償特約
	先進医療費用保険金補償特約
	CT・MRI検査一時金補償特約
	セカンドオピニオン費用補償特約
	抗がん剤治療特約
	所得補償（MS&AD型）特約
	葬祭費用補償特約
本人介護補償	介護一時金支払特約本人介護
親介護補償	親介護一時金支払特約親介護
親の介護による休業補償	親の介護による休業補償特約

5. 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明（注意喚起情報）をご覧ください。

現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

6. 保険期間の開始前の発病等のお取扱い

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に発病した病気 ^(※2) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日 ^(※3) からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
疾病入院時一時金補償特約	
疾病退院時一時金補償特約	
疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約	
疾病による集中治療室等利用時一時保険金補償特約	
がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に発病したがん(悪性新生物) ^(※4) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、がんを発病した時が、がんと診断確定された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	
先進医療費用保険金補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に被ったケガまたは発病した病気 ^(※2) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
CT・MRI検査一時金補償特約	
セカンドオピニオン費用補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に被ったケガまたは発病した病気 ^(※2) については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、CT検査またはMRI検査を受けた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
抗がん剤治療特約	
所得補償(MS&AD型)特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に発病した病気 ^(※2) または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が、就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
葬祭費用補償特約	
介護一時金支払特約 <u>本人介護</u>	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に要介護状態の原因となった事由が発生していた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
親介護一時金支払特約 <u>親介護</u>	
親の介護による休業補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^(※1) より前に要介護状態の原因となった事由が発生していた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、介護による休業を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

(※1)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、同一の保険金を補償する加入タイプを継続加入される場合は、「継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入タイプのご加入時」をいいます。

(※2)その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

(※3)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術を開始された日」、「放射線治療を開始された日」と読み替えます。

(※4)発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

(※5)三大疾病が急性心筋梗塞または脳卒中の場合、その急性心筋梗塞または脳卒中と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

(※6)転移したがんを含みます。転移したがんとは、原発巣(最初にかんが発生した場所をいいます。)が同じであると診断されたがんをいい、そのがんと同じ部位に再発したがんを含みます。

7. その他ご留意いただく点

・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただきます場合があります。

・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

・継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入者証や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群^(*)については、保険金をお支払いしません。この条件の各特約における取扱い、次のとおりです。
(*) お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。 なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。 あらためて告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。 ＜告知の結果、お引受けできる場合＞ 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。 加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カタカナ)が表示されている場合は、二重線で削除したうえで、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。 なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。 ＜告知の結果、お引受けできない場合＞ ご加入をご継続いただくことができません。 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入いただくことはできませんので、説明すべき事項はありません。
がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	
三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	
疾病入院時一時金補償特約	
疾病退院時一時金補償特約	
疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約	
疾病による集中治療室等利用時一時保険金補償特約	
介護一時金支払特約	
本人介護	
先進医療費用保険金補償特約	
CT・MRI検査一時金補償特約	
セカンドオピニオン費用補償特約	
抗がん剤治療特約	
所得補償(MS&AD型)特約	
葬祭費用補償特約	
親介護一時金支払特約	特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入いただくことはできませんので、説明すべき事項はありません。
親介護	
親の介護による休業補償特約	

・各疾病コードに属する疾病・症状は、下表の「疾病・症状一覧表」をご確認ください。

分類	疾病コード	疾病・症状名
循環器系等の疾患	A0	心臓弁膜症 [※] 、心不全、狭心症、心筋梗塞、心室細動、急性冠症候群、不整脈(心房細動、心房粗動、発作性心頻拍症、心室性頻拍症、洞不全症候群、完全房室ブロックを含みます。)、心臓喘息、冠状動脈硬化症、心筋症、心内膜炎(細菌性以外)、心房中隔欠損症 ※僧帽弁・大動脈弁・肺動脈弁・三尖弁の狭窄症または閉鎖不全症をいい、僧帽弁逸脱症候群を含みます。
	A1	脳腫瘍、脳卒中(脳出血、脳梗塞(脳軟化)を含みます。)、くも膜下出血、脳血栓、脳塞栓、もやもや病、一過性脳虚血発作(TIA)、脳動静脈奇形(脳動静脈瘤)、頸動脈狭窄症
	A2	高血圧症、動脈硬化、動脈瘤(動脈解離を含みます。)、静脈瘤
	A3	リウマチ性心疾患、リウマチ(関節・筋肉)
	A4	低血圧症
消化器系の疾患	B0	胃がん、腸がん、食道がん、大腸がん、急性胃炎、慢性胃炎、胃下垂、胃・十二指腸潰瘍、大腸炎、虫垂炎、イレウス(腸閉塞)、急性胃粘膜病変、憩室炎(憩室症)、そけいヘルニア、腹壁ヘルニア、胃・腸・食道ポリープ(良性)、胃腸炎、胃腺腫、大腸腺腫、腸重積、腹膜炎、嘔吐下痢症、クローン病、潰瘍性大腸炎、過敏性腸症候群
	B1	肝臓がん、肝硬変、黄疸、肝機能障害、肝肥大、急性肝炎、慢性肝炎、脂肪肝 ※伝染性肝炎、ウイルス性肝炎はB1ではなくG2に該当します。ただし、ウイルス性肝炎のうち、A型・B型・C型肝炎は、B1とG2に重複して該当します。
	B2	胆道がん、胆石症、胆嚢炎、総胆管結石、胆嚢腺筋症、胆嚢ポリープ(良性)、胆管炎
	B3	膵臓がん、急性膵炎、慢性膵炎、膵石症、膵腫、膵のう胞
	B4	痔、痔ろう、脱肛、肛門周囲膿瘍
	B5	歯の支持組織の疾患、その他の歯の疾患
呼吸器系の疾患	C0	肺がん、肺炎、肺気腫、肺線維症、塵肺症、胸膜炎(肋膜炎)、肺嚢胞症、自然気胸、中葉症候群、肺化膿症(肺膿瘍を含みます。)、肺梗塞、慢性閉塞性肺疾患
	C1	喉頭がん、気管支喘息(小児喘息、アレルギー性喘息を含みます。)、喘息性気管支炎、気管支拡張症、慢性気管支炎、びまん性汎細気管支炎、急性気管支炎、咳喘息
	C2	アレルギー性鼻炎、慢性副鼻腔炎(蓄膿症を含みます。)、鼻中隔彎曲症
泌尿器・生殖器系の疾患	D0	腎盂腎炎(腎盂炎)、ネフローゼ(症候群)、腎炎(慢性腎臓炎、IgA腎症を含みます。)、腎周囲炎、膿腎、萎縮腎、尿毒症、腎不全、慢性膀胱炎、腎嚢胞、水腎症、尿道狭窄
	D1	前立腺がん、前立腺肥大、前立腺炎
	D2	子宮がん、乳がん、卵巣がん、乳房の疾患、子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣嚢腫、子宮頸部異形成、子宮内膜ポリープ(良性)、子宮頸管ポリープ(良性)、チョコレート嚢胞、子宮腺筋症、子宮内膜症
	D3	尿路結石(腎臓結石、尿管結石、膀胱結石)
内分泌系の疾患	E0	糖尿病 高血糖症
	E1	痛風
	E2	甲状腺機能亢進症(バセドウ病を含みます。)、甲状腺機能低下症、甲状腺炎、甲状腺腫・甲状腺腫瘍(良性)
血液・造血器系の疾患	F0	白血病、悪性リンパ腫、貧血、紫斑病
感染・寄生虫症	G0	結核(腎結核を除きます。)
	G1	腎結核
	G2	伝染性肝炎、ウイルス性肝炎 [※] ※A型・B型・C型肝炎は、G2とB1に重複して該当します。
	G3	細菌性心内膜炎
	G4	淋病、梅毒、その他の性病

分類	疾病コード	疾病・症状名
神経・感覚器系の疾患	H0	てんかん、パーキンソン病、多発性硬化症、髄膜炎、脳膜炎、自律神経失調症、インフルエンザ脳症
	H1	筋ジストロフィー症、神経炎、神経痛、顔面神経障害、手根管症候群、重症筋無力症、ギランバレー症候群
	H2	白内障、緑内障、黄斑変性症、その他の目の疾患
	H3	中耳炎(慢性中耳炎を含みます。)、乳様突起炎、メニエール病、突発性難聴、耳鳴症
筋・骨格系の疾患	J0	脊椎カリエス、脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むち打ち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊柱管狭窄症、後縦靱帯骨化症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症(ギックリ腰)
	J1	膠原病※、骨髄炎(急性化膿性骨髄炎を含みます。)、半月板損傷、ばね指(手指屈筋腱腱鞘炎)、特発性大腿骨頭壊死 ※ベーチェット病、全身性エリテマトーデス、強皮症、多発性筋炎・皮膚筋炎、結節性動脈周囲炎(結節性多発動脈炎)、混合性結合組織病、アレルギー性肉芽腫性血管炎(チャーグ・ストラウス症候群)、側頭動脈炎をいいます。
	J2	骨関節炎、関節内障、変形性関節症
外傷後遺症	K0	頭部外傷後遺症、脳挫傷
皮膚の疾患	L0	アトピー性皮膚炎、蜂窩織炎、带状疱疹、粉瘤(アテローム)
新生物	M0	悪性新生物(がん)(上皮内新生物を含みます。)
職業病	N0	職業病
精神障害	P0	認知症、アルコール・薬物使用による精神障害、統合失調症、妄想性障害、躁うつ病等の気分障害、抑うつ状態、神経症性障害(不安障害を含みます。)、ストレス関連障害(パニック障害、適応障害を含みます。)、摂食・睡眠障害、人格障害、詳細不明の精神障害
妊娠・出産にかか る疾患	Q1	妊娠及び産褥の中毒症、早産、流産、分娩及び産褥の敗血症、分娩の合併症、その他の妊娠・出産に関わる疾病
	Q2	上記Q1の疾病・症状のうち、告知日時点における妊娠によるもの
その他	R0	現在ご加入の契約の加入者証や、加入申込票「特定疾病対象外欄」に表示された疾病・症状

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)

保険金額(ご契約金額)

保険期間(保険のご契約期間)

保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認ください、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

① 皆さまがご確認ください。

加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？

「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。

☐ *ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？

☐ 加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？

*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。

☐ 「複数の方を保険の対象にするタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。

被保険者(補償の対象となる方)の範囲はご希望通りとなっていますか？

☐ 「所得補償(MS&AD型)特約をお申込みの場合のみ」ご確認ください。

保険金額(ご契約金額)は、平均月間所得額(ボーナスを含みます。)にパンフレット記載の割合を乗じた金額以下となるようなプランまたは口数でお申込みされていますか？

☐ 「健康に関する告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。

被保険者(補償の対象となる方)の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？

重要事項のご説明

契約概要のご説明(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合(傷害補償特約等をセットした場合)や病気になられた場合(疾病補償特約等をセットした場合)等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。特約をセットすることで、日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

加入タイプ、被保険者の範囲、主な特約および特約固有の被保険者の範囲・対象年齢は、ご加入いただくプランによって異なります。お渡しするパンフレットの保険金額・保険料表等でご確認ください。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○:被保険者の対象 ー:被保険者の対象外)		
	本人 ^(※2)	配偶者	その他親族 ^(※3)
本人型	○	ー	ー
家族型 ^(※1)	○	○	○
夫婦型 ^(※1)	○	○	ー

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約 がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約 三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約 疾病入院時一時金補償特約 疾病退院時一時金補償特約 疾病長期入院時保険金補償(90日ごと用)特約 疾病による集中治療室等利用時一時保険金補償特約 介護一時金支払特約 本人介護 先進医療費用保険金補償特約 抗がん剤治療特約 CT・MRI検査一時金補償特約 セカンドオピニオン費用補償特約	本人 ^(※2) のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点における年齢がパンフレット記載の年齢の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
所得補償(MS&AD型)特約	本人 ^(※2) のうち、次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点における年齢がパンフレット記載の年齢の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
葬祭費用補償特約	本人 ^(※2) の親族(6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族) (注)本人 ^(※2) は、次のすべてに該当する方となります。 ・保険期間の開始時点における年齢がパンフレット記載の年齢の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
日常生活賠償特約	(a)本人 ^(※2)
受託物賠償責任補償特約	(b)本人 ^(※2) の配偶者 (c)同居の親族(本人 ^(※2) またはその配偶者と同居の、本人 ^(※2) またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d)別居の未婚の子(本人 ^(※2) またはその配偶者と別居の、本人 ^(※2) またはその配偶者の未婚の子) (e)(a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 ^(※4) 。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
借家人賠償責任補償特約	(a)本人 ^(※2) 。ただし、本人 ^(※2) と借用住宅の賃借名義人が異なる場合には、その賃借名義人を含みます。
修理費用補償特約	(b)借家人賠償責任補償特約については、(a)の被保険者が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 ^(※4) 。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
救援者費用等補償特約	(a)保険契約者(申込人) (b)救援対象者である上表の「被保険者の範囲」の方およびその親族(6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族)
傷害による家事代行費用等補償特約	(a)本人 ^(※2) (b)本人と生計を共にする親族(6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族)
弁護士費用特約	(a)本人 ^(※2) (b)本人 ^(※2) の配偶者 (c)同居の親族(本人 ^(※2) またはその配偶者と同居の、本人 ^(※2) またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d)別居の未婚の子(本人 ^(※2) またはその配偶者と別居の、本人 ^(※2) またはその配偶者の未婚の子)
親介護一時金支払特約 ^{親介護}	本人 ^(※2) の親(姻族を含みます。2名までを限度とします。)のうち、加入申込票の特約被保険者欄に記載された次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点における年令がパンフレット記載の年令の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
親の介護による休業補償特約	本人 ^(※2) (注)介護対象者(介護を受ける方)の範囲は、本人の親(姻族を含みます。2名までを限度とします。)のうち、加入申込票の介護対象者欄に記載された次のすべてに該当する方となります。 ・保険期間の開始時点における年令がパンフレット記載の年令の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約	(a)保険契約者 (b)補償対象者である上表の「被保険者の範囲」の方の親族(6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族)
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	本人 ^(※2) のみ

(※1)家族型には「家族型への変更に関する特約」が、夫婦型には「夫婦型への変更に関する特約」がセットされます。

(※2)加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(※3)家族型の場合は次のいずれかの方をいいます。

- ・本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族
- ・本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子

(※4)監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

(注)同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(2)補償内容

保険金をお支払いする場合は「保険金のお支払いについて」および「特約のご説明」のとおりです。ただし、実際に対象となる保険金・特約はご加入いただくプランによって異なります。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

「保険金のお支払いについて」および「特約のご説明」をご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

「保険金のお支払いについて」および「特約のご説明」をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3)セットできる主な特約およびその概要

「保険金のお支払いについて」および「特約のご説明」をご参照ください。ただし、実際に対象となる保険金・特約はご加入いただくプランによって異なります。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4)保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5)引受条件

お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、お渡しするパンフレットの保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。

- ・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年令・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

2. 保険料

保険料は保険金額・被保険者(補償の対象者)の方の年令・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましてはお渡しするパンフレットおよび加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3. 保険料の払込方法について

お渡しするパンフレットをご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明(団体総合生活補償保険(MS & AD型))

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2. 告知義務等

(1)告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- 被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。
- 【告知事項】
- ①他の保険契約等(*)に関する情報
(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
- ②被保険者の「生年月日」「年令」(病気を補償する契約に限ります。)
- ③被保険者の健康に関する告知(病気を補償する契約に限ります。)
- ④被保険者の「性別」(抗がん剤治療特約をセットする契約に限ります。)
- (注)告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

(2)その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。
- (*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。
- 保険金受取人について

保 険 金 受 取 人	傷害死亡保険金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。なお、法定相続人とは民法で定められた被相続人の財産を相続できる人をいい、法律上の婚姻関係にない配偶者を含みません。 (注)傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。
 - ご加入後、保険期間の途中で疾病に関する補償を拡大することはできません。それ以外のご契約内容の変更等につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。
 - 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(*)を解約しなければなりません。
 - ①この保険契約(*)の被保険者となることについて、同意していなかったとき
 - ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
 - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(*)の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき
 - ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき
- また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(注)家族型または夫婦型においては、被保険者ご本人から解約請求があった場合、または被保険者ご本人による引受保険会社への解約請求があった場合には、保険契約者は次のa.またはb.いずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その被保険者ご本人が傷害後遺障害保険金の支払いを受けていた場合にはb.によるものとします。

a.家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること。

b.この保険契約(*)を解約すること。

(*)保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約＞

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
①	団体総合生活補償保険(MS&AD型) 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約 火災保険 日常生活賠償特約
②	団体総合生活補償保険(MS&AD型) 受託物賠償責任補償特約	自動車保険 日常生活賠償(受託物賠償追加型)特約 火災保険 受託物賠償特約
③	団体総合生活補償保険(MS&AD型) ホールインワン・アルパロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用)	ゴルフ保険 ホールインワン・アルパロス費用補償特約

3. 補償の開始時期

始期日の午後4時(お渡しするパンフレットにこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。保険料は、パンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

「保険金のお支払いについて」および「特約のご説明」をご参照ください。ただし、実際に対象となる保険金・特約はご加入いただくプランによって異なります。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

(1)保険料は、お渡しするパンフレット記載の方法により払込みください。パンフレット記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

(2)分割払の場合で、保険金をお支払いする状況が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

6. 失効について

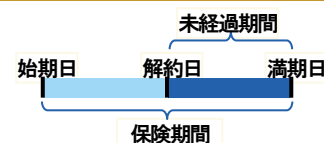
ご加入後に、被保険者(家族型、夫婦型においては被保険者全員)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきます。



8. 保険会社破綻時等の取扱い

「ご加入にあたっての注意事項」をご参照ください。

9. 個人情報の取扱いについて

「個人情報の取扱いについて」をご参照ください。

10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となる場合があります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- ① 多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ② 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2) 新たな保険契約(団体総合生活補償保険(MS&AD型))をお申込みされる場合のご注意事項

- ① 新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。
- ② 新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始日より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③ 新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なる場合があります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④ 新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なる場合があります。

この保険商品に関するお問い合わせは

お渡しするパンフレットの【代理店・扱者】欄をご覧ください。

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277(無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

こちらからアクセスできます。



万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」
0120-258-189(無料)
事故はいち早く

事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。
「インターネット事故受付サービス」
<https://www.ms-ins.com/contractor/contact/>

こちらからアクセスできます。



指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
〔ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)〕0570-022-808

- ・受付時間[平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

メディカルナビゲーションサービス

【サービス受付電話番号】

サービス受付の電話番号(通話料無料)は、ご加入後にお届けする加入者証の案内などをご覧ください。

受付時間:月曜～土曜 9:00～18:00(日・祝日・12/31～1/3を除く)

ご利用の対象者:ご加入者さま本人

※メディカルナビゲーションサービスはティーベック(株)提供のサービスです。

CT・MRI検査一時金補償特約、セカンドオピニオン費用補償特約には、それぞれ以下のサービスがセットされています。ご加入者さま本人のみご利用いただける専用のサービスです。補償内容の詳細については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

CT・MRI検査一時金補償特約のご加入者さま専用サービス

◆「ドクターが薦める専門医^{※1}」情報提供サービス

ドクターたちにより推薦・選考された専門医をご案内します。ご案内にあたり、看護師が病名やご希望地域などをお聞きしたうえで、適切な専門医のプロフィール情報をご提供します。その地域で専門性の高い医師をお探しの場合などにもお気軽にご相談ください。

※1 大学教授や総合病院の病院長などを経験した医師たちで構成する評議員会において、推薦・選考された専門医です。

◆受診手配サービス

通院先の医療機関では対応できない専門的な治療が必要と主治医が判断した場合に、その治療を受けられる医療機関を探し、受診手配します。

セカンドオピニオン費用補償特約のご加入者さま専用サービス

◆セカンドオピニオン手配サービス

納得の治療を選択できるよう、各疾患領域で専門的治療に取り組む全国の医療機関と連携し、豊富な知識・経験を有する医師(総合相談医^{※2})へ面談でのセカンドオピニオンを手配します。

※2 各疾患領域で豊富な知識・経験を有するとしてドクターオブドクターズネットワーク®に参画する医師や、提携医療機関が選定した医師です。

主治医からの紹介状をもとに、医療機関でセカンドオピニオンを提供します。

ティーベック(株)が予約手配した提携医療機関でのセカンドオピニオン費用を除き、サービス利用の際の交通費、診察等にかかる費用等はご利用者の自己負担となります。なお、三井住友海上火災保険(株)のセカンドオピニオン費用補償特約で交通費や宿泊費が補償対象となる場合があります。詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

＜ご利用に際して＞

ご利用の際の諸条件や、地域・内容により、ご要望に添えない場合があります。

詳細はティーベック(株)ホームページよりご確認ください。

こちらからアクセスできます。

<https://www.t-pec.co.jp/notice/>



生活サポートサービス

ご相談
無料

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。団体総合生活補償保険などにご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。

*メンタルヘルス相談は疾病補償プラン(精神障害補償の有無は問いません)加入者ご本人のみが利用いただけます。詳しくは、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

健康・医療



◆メンタルヘルス相談
平日 9:00~21:00
土曜日10:00~18:00
■上記以外
年中無休24時間対応

■健康・医療相談

日常の健康・医療に関するご相談や、薬剤全般に関するご相談に看護師などの専門職がお応えします。また、ご相談内容やご希望に応じて医師相談(一部予約制)がご利用いただけます。

■メンタルヘルス相談

＜疾病補償プラン加入者限定＞

メンタルヘルスに関するご相談に臨床心理士等の専門家が電話や対面でお応えします。
*対面によるご相談は予約制で、1回50分以内、1人につき年間5回までとなります。

■診断サポートサービス

(各種人間ドック・PET検査機関紹介、健康チェックサービス)

提携機関をご紹介します。
また、ご自宅で気軽にできる健康チェックを割引料金でご紹介します。

■三大疾病セカンドオピニオン情報提供

「三大疾病(がん、心疾患、脳血管疾患)」診断後の、セカンドオピニオンに関する情報提供やご相談にお応えします。

*セカンドオピニオンとは「主治医以外の医師の意見」をいいます。

■医療機関総合情報提供

地域の医療機関情報や救急医療機関、各科の専門医などの情報をご提供します。

■女性医師情報提供、女性医師相談

女性医師情報をご提供(産科・婦人科に加え、内科、皮膚科、肛門科など幅広く対応)する女性専用のサービスです。

また、健康に関するご相談に女性看護師または女性医師(一部予約制)が対応します。

介護



年中無休24時間対応

＜専任の相談員がお応えします＞

■介護に関する情報提供

老後の備えとして介護は最大の関心事です。介護保険の仕組みに関することや介護状態になった場合の介護方法などのご相談にお応えします。

■介護に関する悩み相談

介護を担う人の悩みは多様です。日常の介護の悩みなど幅広いご相談にお応えします。

■公的介護保険で利用できるサービス等に関する相談

公的介護保険で利用できるサービスや介護サービス提供事業者に関し、情報提供やご相談にお応えします。

認知症・ 行方不明時の 対応相談

年中無休24時間対応

＜専任の相談員がお応えします＞

■認知症に関する情報提供と悩み相談

社会の高齢化により増加する認知症に対する疑問にお応えします。専門医療機関の情報提供や精神的負担が大きい認知症の日常介護についてアドバイスします。



■認知症の方の行方不明時の対応に関する相談

認知症の方などが行方不明になってしまった場合の対応や発見後のケア方法に関するご相談にお応えします。また、地域包括支援センターなどを紹介します。

暮らしの相談



平日14:00~17:00

■暮らしのトラブル相談(法律相談)

個人の日常生活上のトラブルに関するご相談にお応えします。
弁護士相談は予約制となります。

■暮らしの税務相談

個人の日常生活上の税務相談にお応えします。
税理士相談は予約制となります。

お客さまの行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応を依頼している案件、訴訟となっている案件についてのご相談は対象となりません。また、引受保険会社の保険に関連するご相談は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

情報提供・ 紹介サービス

平日10:00~17:00

■子育て相談(12才以下)

妊娠中から小学校卒業までの子育ての悩みや不安に、専任の相談員がお応えします。

■暮らしの情報提供

冠婚葬祭についてのご質問、ボランティア情報

■安心な暮らしをサポートする事業者の紹介

- 福祉機器および介護用品のレンタル・販売
- 緊急通報サービス
- ベビーシッター



健康・介護ステーション

インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。

URL: https://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/

サービス受付電話番号

サービス受付の電話番号(通話料無料)は、ご加入後にお届けする加入者証や案内状の案内などをご覧ください。

- *平日とは、土・日・祝日・年末年始を除いた月~金を行います。
- *お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限りします。
- *本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。
- *本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。